

平成21年3月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成21年3月5日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

15番 水 野 正 美 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成21年3月5日（木） 午前10時00分開議

○副議長（丸 昭君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔3番 根本 譲君登壇〕

○3番（根本 譲君） 議長のお許しをいただきましたので、平成21年3月定例議会において市政に対する一般質問を行います。

米国発の金融経済危機が史上空前の規模で世界的な信用収縮をもたらし、各国の実体経済に深刻な打撃を与えております。

我が国においても景気回復を牽引してきた輸出産業が生産縮小を余儀なくされ、派遣切り、派遣どめといった雇用調整が加速し、個人消費も急激に冷え込んでいます。生産、雇用、消費、まさに日本経済は危機的な様相を呈しています。

この未曾有の経済危機の中、我が党の国政にあつては、常に政策の先導役、政策実現の1番バッターとして現場からの声を受けて活動を展開してまいりました。

まず、生活支援と消費の下支えとして定額減税をいち早く主張し、次に中小企業を貸し渋り、貸しどめから守るべく、緊急保証制度を実現いたしました。さらに、問題となっている雇用対策につきましては、2兆円に及ぶ緊急雇用対策を決定いたしました。

今、政治に大切なことは政局争いでもなければパフォーマンスでもありません。経済危機の真ただ中で、国民のために、今、なすべきことを具体的にしていける実現の政治、行動する政治、結果を出す政治、これこそが大事であり、これを求めている国民、県民、市民にこたえてこそ、真実の理想の政治であると思います。

100年に一度と形容される混乱の中で、各市町村は2009年度の予算編成に知恵を絞っております。一方、年頭に当たり、企業のトップはいずれも所感の中で、逆風だからこそと前向きの姿勢を打ち出している。また、将来の成長に向けた布石、さらに、顧客に指示される人材を育てる、あるいは変革の好機だなどと述べられており、まさしくピンチをチャンスにとの強い意欲が示されていたところでありました。

本市においても、新年度にあつて取り組まなければならない重要課題も山積しております。そこ

で、通告に従いまして質問をいたしますが、市長を初め関係課長の明解な答弁を求めるものであります。

初めに、平成20年度最終補正への取り組みについてお尋ねいたします。国における平成20年度の第1次補正予算で生活者支援対策及び雇用対策、そして中小企業支援対策及び地域活性化対策を目指した安心・安全のための緊急経済対策に11兆5,000億円、生活対策費とし27兆円、生活防衛のための緊急対策費として37兆円で、合計75兆円の予算並びにこれに関連する第2次補正予算が昨日、衆議院で再可決し、成立したところであります。

こうした状況の中で、住民の期待感の高いとされている定額給付金を初め、住民生活を守るための緊急対策経費を初め、さまざまな交付金、基金が示されており、これらに対する補正予算編成措置、これに伴う条例の制定、あるいは条例の改正等が必要になると思われませんが、どのように漏れなく対応しようとしているのか、お聞かせください。

また、定額給付金についてであります。勝浦市における定額給付金事業の対象人口数と財政規模額はどのくらいになると試算されているのか、そして、これらの円滑な運用方法をどのように組み立てているのか、お聞かせください。

この制度につきましては、一部無責任な批判の中に、地方への丸投げであり、地方の多忙を極めるこの時期にあつて、職員の対応が大変な事態が想定されるなどの声がありましたが、国では人件費や事務費、備品の確保、そして円滑な事務処理が行えるよう、総額として825億円が措置されております。そこで、順調に事務を進めるために非常勤職員の採用を行って取り組むことも視野に入れた計画を導入することは、雇用情勢に対応する雇用対策の一環となるのであります。

これらの趣旨を踏まえて、具体的な取り組みを展開するためにどのような検討と体制づくりで行われるのか、お聞かせください。

あわせて、定額給付金と同様に支給される子育て応援特別手当は、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期で小学校就学前3年間の第2子以降の子1人当たりにつき3万6,000円の子育て応援特別手当を平成21年2月1日を基準日として支給するものであります。制度的内容から、これは自己申告であり、また制度の性格から対象児童が一律でないこともあり、事前の周知の方法や広報活動を行うなどして周知の徹底が求められるのであります。どのように取り組もうとしているのか、それらについてお聞かせください。

続いて、平成21年度予算編成方針についてお聞きいたします。本市における平成21年度の財政見通しにつきましては、市税や一般財源総額の減少から、義務的経費が増額となり、歳入及び歳出による内容は大変厳しく精査されております。これらの大変厳しい経済環境の中で、当初一般会計予算規模を69億7,900万円とし、対前年比3.7%増となっておりますが、今回の予算編成の特徴についてお聞かせください。

また、議会、住民からの多くの要望事項が提出されておりますが、民意を反映するためにどのような形で重点施策を位置づけ、取り組みを計画されているのか、明解にお聞かせください。さらに、この年度における事業執行で住民の満足度をどのようにとらえているのか、あわせて答弁を求めるものでございます。

次に、エネルギー問題の取り組みについてお尋ねいたします。我が党の新エネルギー促進の拡充・強化については、今後は自然エネルギーを国のエネルギー政策の中心に据える必要があると訴えております。

そこで今回、グリーン産業革命の提言を麻生首相に行いました。その中で、環境産業活性化のための3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円規模の市場を形成し、200万人超の雇用を実現すること。太陽光発電導入に関しては、政府目標を前倒しし、全小中学校への設置などを5年間で現在の5倍、2020年までに20倍にする。さらに、電気自動車やプラグインハイブリット車など環境にやさしいエコカーの普及を急ぎ、5年後には新車販売100万台、そして2020年に新車販売台数70%を超える目標を提示しました。石油を中心とした化石燃料社会から太陽光社会へ、今年を構造転換のスタートの年と位置づけ、太陽光発電の拡大に取り組み、環境分野の生産拡大、イノベーションの加速により環境型経済へと体質改善を進めなければなりません。

そこで、今後、国が進めるエネルギー政策に対して、家庭のエネルギーの飛躍的な普及をさせ、家庭用燃料電池、太陽光発電、低公害車などの再生可能な新エネルギーを拡充して、温暖化防止に努めなければならないと思います。

そこで、今後、国の政策を先取りする形で勝浦市の取り組みが大変重要になると思います。今後のエネルギーに関する取り組みをどのように展開させていくのか、基本的な見解についてお示しください。

同時に、今後における基本的な取り組みの中に新エネルギー計画条例の制定も視野に入れた本格的な対応を求めるものでありますが、あわせてご見解をお聞かせください。

次に、高齢者の包括支援体制の確立について質問いたします。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または常時注意が必要な高齢者がいる世帯が年々増加している中で、高齢者が住みなれた地域で安心して、できる限り自立したその人らしい生活が送れるよう支援していくための総合機関として、平成20年4月1日に全市町村で本格的な運営が開始された地域包括支援センターが運営されております。地域包括支援センターの円滑で安定的な運営を確保する観点から、24時間365日対応の地域における相談体制が大きな課題となっております。

特に各高齢者等を中心として、体調の異変など生死にかかわる緊急の場合から、あるいはちょっとした体の異変なのかどうか、その身体の異変が危篤であるかどうか、本人や家族の判断がつかない場合もあります。

さらに、高齢者やその介護家族の日ごろの悩み事や心配事を休日でも夜間でも、気軽に相談できる仕組みが望まれますが、住民が求める総合的な相談体制が十分とは言えません。

そこで、仮称ではありますが、「ほっと・安心ダイヤル」等を設置して、複雑多岐にわたる相談に対応できるよう検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、平成20年2月8日付で地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について、厚生労働省老健局計画課、振興課の通達が出されたところでありますが、どういう内容で検討がなされ、効率的な運営を目指そうとしているのか、あわせてお答えください。

最後に、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお尋ねいたします。現在のアナログ放送は地上デジタル放送への移行に伴い、2011年（平成23年）7月24日までに終了しますとPR活動が展開されています。地上デジタル放送の魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョンが楽しめるだけではなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある人にも配慮したサービスや、携帯端末向けサービスの充実感が期待されています。双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定と伺っておりま

す。

さきに行った総務省の調査によりますと、地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%という結果でありました。利便性と快適性が確保される事業の推進ではありますが、反面、きめ細かな取り組みも求められる課題があります。そこで、数点にわたりお尋ねいたします。

1点目は、難視聴地域への対策をどのように考え、取り組もうとしているのかであります。

次に、高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省が掲げておりますが、本市にあつてはどのように取り組む方針なのか、さらに、地デジ移行に伴って工事が必要だなどと言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が発生し、悪質商法への対策は当然のこととして、地域住民への周知徹底策が急務であります。安心・安全対策を構築するためにどのように取り組んでいくのか、お答えください。また、大量廃棄が予想されるアナログテレビについては、どのようなリサイクル対策に取り組むのか、答弁を求めまして、私の第1回目の質問を終わりにいたします。

○副議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、平成20年度最終補正予算への取り組みについてお答えいたします。ご質問の国の平成20年度第1次補正予算及び第2次補正予算で創出された各事業に対する勝浦市の対応についてであります。米国のサブプライムローンの問題に端を発した世界経済の鈍化と世界的な資源・食料価格高騰などから日本経済が厳しい局面に立たされていることに対処するため、平成20年8月29日に政府・与党会議及び経済対策閣僚会議合同会議で決定された安心実現のための緊急総合対策において、地方公共団体がこの総合対策に積極的に取り組むことができよう、第1次補正予算で創設された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した事業につきましては、本年度実施した勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託事業が該当しましたので、今議会初日に議決いただきました一般会計補正予算（第8号）で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,264万1,000円を歳入予算に計上するとともに、歳出予算の勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費について、財源の組み替えを行ったところであります。

次に、第2次補正予算関連についてであります。まず住民への生活支援と地域の経済対策に資することを目的とした定額給付金事業及び幼児教育期の子育て支援を目的とした子育て応援特別手当に係る予算につきましては、さきに議決いただいた補正予算に準備経費を計上したところであります。定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に係る予算につきましては、新たに補正予算を編成し、今議会最終日に上程する予定であります。

また、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるための地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましても、本市への交付額として1億833万円の内示がありましたので、全保育所及び勝浦幼稚園の保育室への冷暖房設備設置を初め、13の事業に係る補正予算を今議会最終日に上程させていただく予定となっております。

さらには、介護従事者の処遇改善のため、介護報酬改定を行ったことに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、内示のあった1,238万4,000円を基金に積み立てるため、今議会に勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案

を上程してありますが、この交付金に係る介護保険特別会計補正予算につきましても、あわせて今議会最終日に上程させていただく予定であります。

このほか、妊婦健康診査臨時特例交付金を活用して、県に基金を設置し、市町村が行う妊婦健康診断に係る費用の公費負担に対する県費補助については、公費負担の補助対象が5回を超えている市町村が助成対象であり、平成20年度は本市は該当しませんので、助成回数を5回から14回に拡充する平成21年度当初予算に事業費を計上いたしました。

なお、雇用創出関連事業についての予算につきましては、平成21年度補正予算での対応を検討したいと考えております。

次に、定額給付金についてであります。定額給付金事業につきましては、効果に関する議論などいろいろありますが、国より示された住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するというところで、現在、事務を進めおり、その準備経費につきましては、過日の市議会でご審議いただいたところであります。

さて、本市における定額給付金給付事業の対象人口数と財政規模額であります。対象人口約2万1,740人、財政規模約3億3,600万円を見込んでおります。

次に、円滑な運用手法についてであります。定額給付金の給付につきましては、口座振込によることを基本とし、この使い道につきましては各個人にゆだねられるものであると認識しております。

次に、定額給付金給付事業に係る趣旨を踏まえた具体的な取り組みを展開するために、どのような検討と体制づくりが行われたかということですが、昨年の11月中旬には定額給付金給付に当たって、支障が生じないよう担当課長に対し、情報収集を怠らないよう指示するとともに、国会での審議の行方を見守っていたところであります。

具体的な体制づくりは、本年2月1日付で定額給付金班を設け、市民課の所管としたところであります。

職員の配置につきましても、当該事業に関連する部門より選任し、事務に支障を来さないよう配慮したところであります。

また、今後の事務の遂行に当たりましても、さきの補正予算にも計上いたしましたように、臨時職員の雇い上げ、一部事業の委託等が考えられるところであります。

次に、子育て応援特別手当についてであります。ご承知のとおり、経済情勢が厳しい中で、多子世帯の子育て負担に対する配慮が行われるものでありまして、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた者であって、第2子以降の子を対象とし、1人当たり3万6,000円が支給されるものであります。支給手続については、各世帯主の申請に基づき支給するものであります。

支給に当たって、基本的な事務処理については、定額給付金と同様に進める予定でありまして、事前の周知については、国から配布される予定のパンフレットの活用や市広報紙、市ホームページへの掲載を行い、遺漏なきよう努めたいと考えております。

次に、平成21年度予算編成方針についてお答えいたします。

1点目の予算編成の特徴についてであります。平成21年度は第4次実施計画の初年度でありますので、計画事業の着実な推進を図ることを最優先に予算の編成を行いました。

第4次実施計画は、市民の皆さんの要望や意見を反映させるため、各分野の審議会や委員会等に計画事業の原案等をお示しし、ご審議をいただいた上で、最終的に勝浦市総合開発審議会に諮り、

答申いただいたものでありますので、これらの計画事業を計上した平成21年度予算は、総体的に民意を反映した予算であると考えております。

また、これらの事業の執行に伴う市民の満足度をどのようにとらえているのかとのご質問であります。平成21年度予算につきましては、財政状況が厳しい中での編成であり、縮小を図った事業も当然ありますが、少子高齢化の進展等を考慮し、第4次実施計画に掲げた事業以外にも、小学校1年生から小学校3年生までの通院医療費を助成する学童医療費助成制度を初め、75歳以上の後期高齢者を対象とした高齢者短期人間ドック助成制度や、ひとり暮らしの高齢者等で市民税非課税世帯を対象とした地上デジタル放送受信機設置等補助制度などを創設するとともに、小学校全校への自動体外式除細動器の設置や、高齢者入湯券支給事業の拡充など、既存の事業の見直しも図りながら、市民の皆さんに少しでも満足していただけるよう配慮したところであります。

次に、エネルギー問題の取り組みについてであります。1点目の今後のエネルギーに関する取り組みをどのように発展させていくのか、基本的な見解についてであります。本市においては、勝浦市環境基本条例に基づき平成15年3月に、平成16年度から平成25年度までの10カ年計画であります勝浦市地域環境総合計画を策定し、これには自然の生態系と人の視点、人の生活環境の視点、物質循環と地球環境保全の視点の3点を基本理念として、4点の勝浦の望ましい環境像を設定し、その環境像の一つであります「資源を有効に活用し地球環境保全の行動をとるまち」の中で、エネルギー利用のあり方を見直すという基本方針を定めてあり、自然エネルギー等の活用についての方角性を定めてありますことから、今後、その利活用についての推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の新エネルギーの計画条例の制定についてであります。新エネルギーとは、太陽などを利用した自然エネルギー、廃棄物などを利用したリサイクルエネルギー等、環境にやさしく、身近なエネルギーであり、地域によって多種多様な利活用、取り組みがされているところであります。

新エネルギー計画条例の制定についてであります。条例制定は全国的にも都道府県で数県、もちろん千葉県においても未制定であり、県下市町村においても現在のところ、条例制定されている市町村はございません。

いずれにいたしましても、今後のエネルギー利用のあり方を見直しをする中で、県下市町村の状況をも見極めたいと考えております。

次に、高齢者の包括的支援体制の確立で、仮称「ほっと・安心ダイヤル」等の設置の検討についてのご質問に対しお答えさせていただきたいと思っております。

議員ご提案のとおり、当市において高齢化が急速に進む中、高齢者世帯が急増しており、安心して生活できる支援体制づくりが必要と考えます。

地域包括支援センターは、高齢者世帯を対象とした在宅福祉事業をあわせ持つ高齢者支援係として運営していることから、複数の事業を通して関係機関と連絡を密にして、高齢者の安否確認や相談対応を行っております。

地域包括支援センターで行う介護予防支援事業では、契約時に夜間や休日の急変等についての相談や連絡体制を周知し、対応しているところであります。

また、在宅福祉事業の緊急通報システムサービス事業では、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、生活の安全を図る目的で設置型の緊急通報装置と持ち歩きできるペンダント型を貸与し、24時間365日安否の確認及び相談ができるシステムになっており、防犯対応も

含め、緊急事態であることが判明したり、応答がなかった場合は、業務委託業者が利用者宅に駆けつけ、事態に対処しております。

そのほかに月に1度、市職員がお元気コールとして高齢者に電話をかけ、生活全般についての相談等も実施しております。

今後におきましても、各事業の充実と関係機関や地域を含めた支援ネットワークづくりを推進してまいりたいと考えます。

次に、地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制の整備促進について、どのような内容で検討がなされたのかという質問でございますが、当市においては平成19年度に地域包括支援センターの設置に向け組織改編をし、3職種の専門職を配置し、事業を実施しております。また、センターの適切な体制整備については、包括的支援事業はもとより、高齢者配食サービス事業の内容を充実させ、任意事業として実施し、財源の確保に努めております。

次に、在宅介護支援センターの活用についてであります。平成18年度でこの事業を廃止していることから、当地域には24時間365日対応できる団体等は、今のところないのが現状であります。

また、運営協議会との連携であります。地域包括支援センター運営協議会を年2回開催し、その中で地域のニーズや地域包括支援センター業務の実態等を報告し、意見を求め、人材確保についてはセンター機能が十分に発揮できるよう、適切な人員配置等、検討する考えであります。

次に、地上デジタル放送への円滑な移行に関して申し上げます。

初めに、難視聴地域への取り組みについてであります。議員ご指摘のように、2011年7月24日をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ完全移行となります。現在、その整備が進められておりますが、その中で難視聴地域への対応として、総務省千葉県テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信状況の調査、把握及び共聴施設のデジタル化の促進を重点項目として取り組むこととしております。

市内においても今月3日に本放送が開始された大沢地先の勝浦中継局からの電波では、市内すべての地域をカバーすることができません。今後、総野地区に新たな中継局を設置することによって、その試験電波等の受信状況等をもとに対策を講ずることになります。

また、市内には現在のアナログ放送に対しての共聴施設が20カ所あり、これらも含めて個々具体的な取り組みが必要であり、市としても総務省あるいはNHK等とも十分協議しながら、市民への対応に努めてまいる考えであります。

次に、高齢者、障害者への対応であります。受信機器等のデジタル化対応がおくれがちなことが想定される高齢者世帯等に対しましては、その必要性や対応方法等について、わかりやすく、きめ細かな説明が必要になります。総務省においても、千葉県テレビ受信者支援センターを中心にこの対応を図ると伺っておりますので、市としては情報、連絡を密にして、高齢者世帯等をサポートしていく考えであります。

また、市独自の新規事業として、当初予算にも計上してありますが、経済的負担の大きな高齢者世帯等に対して、機器の購入設置に要する費用の一部を補助する制度をスタートいたしますので、これらもあわせて周知してまいりたいと考えております。

次に、デジタル放送移行に伴って悪質商法に対する取り組みであります。デジタル放送に対する各家庭の対応は異なります。デジタルテレビを購入するだけでよい家庭もあれば、アンテナ交換、宅内配線改修、ブースター交換等の必要な家庭もあり、十分な知識を持っていない世帯が悪質商法

の被害を受けるおそれがあります。

市では、既に2月20日付の「広報かつうら」で注意を促す記事を掲載しておりますが、今後も勝浦警察署及び千葉県消費者センター等と情報交換しながら、適時、対応してまいる考えであります。

次に、大量廃棄が予想されるテレビのリサイクル対策についてであります。アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行しますと、既存のアナログテレビはデジタル放送用チューナー等を接続しない限り利用できなくなります。基本的に廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法により適切に処理されることとなりますが、不法投棄の可能性も残っております。

国においては、総務省、経済産業省、環境省等の関係省庁が連携して、廃棄物リサイクル対策に万全の体制で取り組むとしておりますので、今後、県をも含め、対応を協議してまいりたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） 私の雑駁な質問に対して丁寧に答弁していただきまして、ありがとうございます。

では、2回目の質問をいたします。

まず、先ほど言われました第2次補正予算、昨日、再可決して成立したわけですが、その中の重点政策の中で、生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化等々で答弁をいただきました。その中に中小企業支援というのがございまして、今回、小さな会社等で資金繰りに困っている方に関して保証制度というか、貸し付け枠を30兆円、金融機関への資本注入枠に10兆円追加しているわけであります。その中において、勝浦市の中にも中小企業といいますが、零細企業の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方にどうこの運用を説明しているのか、その点をお聞きしたいなと思います。

信用保証協会が大体窓口になっておりますが、ただ、それに預けただけでは、現在知っている方が勝浦市内に果たしているのかなと、そう思いますので、市としてどういう取り組みをするべきなのか、その点を1点だけお願いいたします。

生活支援雇用対策、地域活性化については、先ほど答弁いただきましたので、結構です。ありがとうございます。

次に、これは議会の初日にも同僚議員から質問していただきましたので、これはいいかなと思いますが、ただ、定額給付金、市民に3億円ぐらい入って、個々に使うということでありますけども、これは初日の同僚議員の話にもありましたけれども、確かにそれでいいのかもしれないけれども、できるならば、この勝浦市で消費するべく、そういう施策も勝浦商工会並びに奉仕会というものがありますので、そういうのにも働きかけて、実際やっている市町村もあるのです。3億円といたら、かなりの経済効果だと思います。これは、ただ黙って3億円ものお金をあげていますと、それが勝浦市内の商店に幾ら回ってくるのかなと、そういった懸念もします。黙っていれば、恐らく大多喜、鴨川、茂原、千葉のほうに行ってしまうのかなと。実は、民間ではこの定額給付金をねらった商魂を出してかなり奇抜な計画もございまして。私の勤めているところでは、1万2,000円を大体1万8,000円ぐらいの付加価値をつけて、今、募集をして、すごい勢いで来ております。そういった工夫も商工会、またそういった団体に市として助言とか、働きかけをするべきではないのかなと、私はそう思います。3億円がこのままだと勝浦市内に回ってこないかなと、そういう危惧をしてお

りますので、その点もお願いいたします。

もう一点、これは当然、所得制限は設けないということになっておりますけども、これでいいのかどうなのか。これは子育て応援特別手当についても同じですが、所得制限は設けないのかどうなのか。これは各市町村によって違うというのは聞いておりますが、勝浦市の場合はどうなのか。

それと、申請期間であります、これは大体何カ月なのか。それ以降になると、もうできないものなのかどうなのか、その点もお聞かせください。

介護のほうはよくわかりましたので、今後ともひとつ、地域の高齢者の方、また介護をしている方も大変な思いをして介護しているわけですから、そういう方にもどうか十分に配慮するように、今後とも努力をお願いいたします。これは要望といたしますので、お願いいたします。

地デジであります、これは国策として進めた地デジ移行があるので、国策として進めているわけでありますから、当然、この難聴地域、先ほど市長の答弁の中で総野にもう1基立てると言っておりますが、果たしてそれで漏れなくできるのかというのは、まだやってみないとわからないということですね。勝浦の場合、個人所有のマンションだとか、そういったものがあって、その周辺は一体どうなるのかなというのが疑問であります。これは個人のところでありますから、当然、マンションとかそういった大きな建物の所有者と、その住民がかかわるものかもしれませんが、地デジは国策として進めているわけでありますから、市としても当事者の一人として主体的に、指導的に取り組んでいただきたいと、これはお願いでありますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

太陽光発電であります、2月24日、経済産業大臣がこういうふうに言っておりました。太陽光発電を促進するために、一般家庭などから出る太陽光による余剰電力を10年間、電力会社に通常の2倍の価格で買い取らせる制度を導入すると表明しました。太陽光発電の設置費用は現在約250万円だそうです。余剰電力の買い取りによる設置者が国や自治体の助成制度を利用すれば、15年でこの費用は回収できると言っております。この制度は遅くとも2010年までは実施すると経済産業大臣が言っているわけでありますので、これも含めて、勝浦市としても、一つのインパクトだと思うのです。千葉県で初めてこういったものを取り入れてやっていると。そういったものも、勝浦市をアピールするには非常にいいことじゃないのかなと思うので、この点、どうお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

2回目の質問、以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。最初に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） それでは、ただいまの根本議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目の中小企業関連の融資関係の問題でございますが、これにつきましては県の融資制度、セーフティーネット資金ということで行われております。勝浦市におきましても、その大体が零細企業、中小企業ということであり、また、個人商店等もこれに関係しておりまして、このセーフティーネット資金につきましては、原材料価格高騰対応等緊急保証制度という内容のものでありまして、原材料の高騰によって経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業が多くなり、資金繰りのために、その経営が成り立たないという経営者のために新たに設けられました保証制度でございます。

また、セーフティーネット保証についても取引先の倒産や事業活動制限、また災害、構造不況、取引先金融機関の破綻等により経営の悪化した中小企業に対する信用保証協会の公的保証制度を

新たに設けたものでありまして、無担保保証8,000万円、また有担保保証2億円の一般保証とは別枠でさらに無担保保証8,000万円、有担保保証2億円の保証額が利用できるものとされております。

これについては、勝浦市としましては、これに対応する企業、零細企業が多数ありまして、これまでも勝浦市商工会、また市内全般の金融機関の相談窓口において相談を受けるとともに、この保証をするためには勝浦市が保証することによって、信用保証協会の保証を得て融資が受けられるという制度でありまして、これまでも昨年の10月31日から今年の2月27日現在で47件の申請がございまして、市としましては、これら47件について、すべて市としての回答を出し、金融機関のほうから融資を受けているのが現状であります。

今後におきましても、商工会並びに金融機関での相談、さらには市民全体への周知ということで、広報等活用により周知してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金の支給による市内への波及効果を高めるべきだということでございます。これも定額給付金が今後、給付される見通しとなりましたので、この支給にあわせて市内商工業者への波及と、また市民生活がこれにより向上できるべく、対応してまいりたいと思いますが、現在、これに対応して具体的な措置としましては、勝浦奉仕会協同組合がこれまでも出しておりました市内協同組合加盟店で利用できる商品券につきまして、勝浦市の勝浦奉仕会協同組合では県下でも1番、2番という速さでございましたが、その奉仕会商品券にプレミアムをつけまして、この給付とあわせて発行したいということが決定されました。

このプレミアムの内容につきましては、20%アップの商品券を出すと。現在、県下でこの状況もいろいろ進んでおりますが、その他のところはほとんどが10%でございますが、勝浦市においてはそれが20%ということで発行されるそうです。具体的に申し上げますと、商品券5,000円分を買いますと、6,000円の商品券、また1万円分を買いますと1万2,000円分の商品券が購入できると。総額的には奉仕会のほうもこれに対応すべく、検討してきた中で、1,000万円までの発売を考えているということでございます。

そのほかにも給付金を市内で消費すべく商工業者に対しても啓蒙してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、私のほうから定額給付金に関します所得制限並びに申請期間についてお答えを申し上げます。

まず、所得制限でございますけれども、これにつきましては、所得制限を設けない方向で執行したいと考えております。

次に、申請期間でございますが、受け付け開始日から6カ月を経過いたしますと、期間が切れるということでございますので、6カ月間という形が基本的な申請期間という形になります。したがって、それを過ぎてからの申請につきましては却下せざるを得ないということで、今のところは判断をいたしております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） お答え申し上げます。基本的には、定額給付金と同様に取り扱いたいと考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。太陽光発電を県内で最初に取り組んではという件

でございますが、太陽光発電そのものにつきましては、災害時等には有効な手段とは考えます。その取り組みに当たりましては、近隣市町村の実施状況並びに財政状況を踏まえながら、今後、研究等をしていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 最初に、雇用対策について質問します。去る2月27日、厚生労働省はこの3月末までに全国で15万7,806人の非正規労働者が職を失うとする調査結果を発表いたしました。これは輸出大企業を先頭に、非正規労働者の解雇、雇いどめが続いていることによると言われております。また、派遣請負業界団体は、離職者が約40万人と推計しておりまして、実際には厚生労働省調査よりかなり多い解雇や雇いどめが発生するおそれがあるとも言われております。

さらに、2月27日、総務省が発表した労働力調査詳細集計によりますと、2008年、つまり昨年の9月から12月期の派遣など、非正規労働者は1,796万人に達しました。雇用者に占める非正規労働者の割合は、実に34.6%となりまして、人数、割合ともに過去最高となったわけであります。

このような厳しい雇用状況は、勝浦市民にとっても決して対岸の火災ではありません。先日、ある市内の女性からの相談がありまして、息子が4月からどうしても医療関係の学校へ進学したいという望みがある。何とかかなえてやりたかったんだが、自分がパートの仕事を3月いっぱい打ち切られる、職場を解雇されることになって、夫の収入だけではとても子供の希望をかなえてやれない。あきらめさせるしかない、このような切実な訴えがありました。市の社会福祉協議会などと相談しながら、それを通して、県の就学援助融資などを受けることによって、一応、子供の希望をかなえることができました。

また、ある中年のボイラーマンは、近隣市の企業にボイラーの技師として勤めていたけれども、これも解雇されて、既に3カ月以上も必死になって仕事を探しているけれども、いまだに仕事がない、自分はボイラーを扱う資格を持っているけれども、そんなことは言ってもらえない。何でもいいから仕事にありつきたい、何かないかというような訴えがありました。

いずれにしても、とにもかくにも、勝浦市内においても、仕事がない、こういう相談が今、ふえていることはたしかであります。

さきの2009年度の勝浦市の予算説明の中での財政課長の補足説明を聞きましても、生活保護費の扶助費が昨年度、2008年度の2億9,362万円から新年度、2009年度は3億8,160万円と、前年対比で8,798万円増やして予算計上されています。実に率で言えば約25%の増であります。

この数字を見ましても、当然、それに伴って保護世帯も人数も増加することが予想されていることとありますから、この生活保護の世帯の増加は今や全国的な傾向でありまして、勝浦市も例外ではないわけであります。

このような状況のもとで、今、行政は何をなすべきか。言うまでもなく、地方自治法の精神からいっても、市民の健康で文化的な暮らしを第一義の仕事として一生懸命それをしていくというのが地方自治体の務めでありますから、私は勝浦市で藤平市長を先頭に、可能な限りの施策を精いっぱい講ずるべきであると考えます。

そこで、次の３点について市長の考えを伺いたいと思います。

まず第１に、いわゆる雇いどめや派遣切りについて、今、市民が置かれている状況、現状を市としてどれだけ把握しているのか。把握しているとすれば、このことについてお答えをいただきたい。

第２に、市として雇用問題についての相談窓口を設けるなどして、市民の悩みに対処する考えはないのかどうか、お答えをいただきたい。

第３に、雇用対策の一環として、国が第１次、第２次と補正予算を組んできておりますが、これらの積極的な活用が求められていると思うものであります。この立場から、雇用対策の財源であるふるさと雇用創出事業特別交付金や緊急雇用創出事業交付金など、当市での活用、前段者あるいは補正予算の提案の中でも一部ありましたけれども、改めてここでその活用方について伺っておきたいと思います。

以上、３点について具体的な答弁を求めます。

次に、地域活性化対策。地域活性化・生活対策臨時交付金は、総額で6,000億円が国で計上され、道府県が2,500億円程度、市町村が3,500億円程度とされています。自治体がこの交付金に対する実施計画の提出期限は既に２月12日で締め切りでありますので、勝浦市の対応はもう済んでいると私も承知しておりますが、しかし、この交付金にどう対応したのか、あるいは、これからしようとしているのか、非常に大切だという認識から質問いたします。

まず、この交付金は、上限額の３割以内については基金として積み込んで、2009年度中の地方単独事業に充てることができる仕組みになっていると認識しています。また、この交付金はインフラ整備などを進めるためとされている。つまり、ハード事業に限定されていると理解されがちであります。そんなことはないわけでありまして、ソフト事業も幅広く対象となると私は認識しております。

そこで、この認識を踏まえて、交付金の活用について、勝浦市では具体的にどのような実施計画となっているのか、伺っておきたいと思います。

次に、定額給付金であります。これも前段者、あるいは一昨日の補正予算の中で質疑がありました。重複いたしますが、私なりの側面から伺います。

私ども日本共産党は、定額給付金について、一言で言えば、税金による選挙目当てのばらまき政策であって、しかも３年後の消費税増税予約つき給付金である、ということから、反対の立場であります。

国民世論を見ましても、２兆円も使うなら、もっと効果的に使えないのか。例えば、社会保障費を毎年削って７年間で１兆6,200億円も削ってしまった。これを復活させたらどうか、あるいは年金給付の引き上げとか、子供の医療費無料化などに、その財源を充てたらいいんじゃないか、こういう国民世論が沸騰しています。

しかしながら、直近でつい昨日、一昨日で国会で予算とその関連財源法案が成立したとの現時点に立てば、現在においては、これは国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生じたわけであり、その権利を行使するかどうかは、国民の意思にゆだねられるというのが我が党の立場であり

ます。

したがって、このような立場に立って伺いますが、給付金支給についての市の対応、これは先ほどもありましたけれども、組織上の問題も含めて、答弁を伺いたいと思います。

次に、国の2009年度の地方財政計画について伺います。2009年度の地方財政計画については、今回の地財計画の最大の特徴は、地方交付税で1兆円の増額措置がとられたということだと言われていすし、私もそう認識しています。

この1兆円の増額の内訳は、1つに地域雇用創出推進費、2つに地域の元気回復に向けた地域活性化財源、3つに公立病院に対する財政措置など、医療少子化対策の充実、4つに公債費の償還期限の見直しなどであります。2009年度の勝浦市予算編成に当たって、今年度の地財計画のこういう内容を踏まえて、予算編成の責任者である藤平市長はどのように臨んだのか、まず基本的なところで答弁を求めたいと思います。

次に、市民文化会館について伺います。仮称勝浦市市民文化会館建設についてであります、まず私は、この件について、時系列的に振り返ってみたいと思います。

平成15年3月20日付で（仮称）勝浦市市民文化会館建設計画検討委員会からの答申が市からの諮問に対して行われました。これが平成15年3月であります。その後、新たな状況のもとで、平成19年9月に（仮称）勝浦市市民文化会館建設等審議会が設置されて、この審議会において6回の審議が行われ、その後、平成20年3月27日付で藤平市長に対して、私、児安会長名で答申を行ったところであります。

この答申の中で、特に建設の時期については、現在の市民会館あるいは中央公民館は老朽化が著しいことから、可能な限り早期の建設を求めるという答申の1項目を行いました。

市長は、この答申の意を体して、平成20年7月、去年の7月に今度は勝浦市市民文化会館建設検討委員会、再度、検討委員会を立ち上げまして、現在、建設の検討が進められているところであります。

そして、検討委員会の役割につきましては、この検討委員の市長からの委嘱状の中身によれば、審議会の答申を受けて、今後、早期に会館の建設に向けての計画づくりや具体的な機能、活用、建設に伴う必要事項などについて、市民参加により幅広く意見をいただき、施設建設の参考といたしたいと、このように述べている。

しかし、またその一方で、最近の去る2月23日に勝浦市公民館運営審議会、勝浦市市民会館運営審議会及び勝浦市社会教育委員会、この合同会議が開催されました。ここでは、市民会館、公民館の建物設備、附帯施設の現状が教育委員会事務局から報告され、検査機関から建物の耐震診断の結果数値が示され、あるいは夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部からの立入検査結果通知書が示されました。

その上に立って、合同会議としては、結論的に言いますと、公民館まつりが今年も5月に実施されるわけですが、少なくともその公民館まつりの実施後、市民会館は少なくともホール、ロビーとも閉館、休館し、市民の安全と生命を守ることを第一に考えるべきであるという結論に達したところであります。

以上がこれまでの大まかな経緯であります、私は今までのこの流れを見ると、市当局が市民会館建設について、どうも率直に言って、腰が定まっていない、あるいは一本筋が通った方針が固まっていないという感を否めないわけであります。

市民に広く意見を聞いて進めていくこと、これはまことに結構なことでありますけれども、同時に、みずからの方針をしっかりと立てて、それを示していくことも必要ではないでしょうか。社会教育委員会、あるいは公民館運営審議会、あるいは市教育委員会の意見、つまり、市民会館の5月、6月以降の閉鎖を尊重するとすれば、建設審議会からの答申、可能な限り、早期に建設することを求める、この答申はいよいよ緊急の課題となってくることと言わざるを得ません。

そこで、この際、第1に、仮称文化会館建設の基本的な構えとして、会館の規模とか、予算とか、あるいは建設の時期、これらについて市はどういうふうに考えているのか。

第2に、現在の市民会館、中央公民館の今後の運営については、先ほど言ったように、閉館を尊重するのか、あるいは違った方向で運営をしていくのか、この2点について市長の見解を伺っておきたいと思います。

次に、行政機関の連携の問題であります。極めて具体的な問題でありますけれども、今年の勝浦市のビッグひな祭り、市としては最大のイベントの一つであります。このビッグひな祭りの開催に関連しての問題です。

県営の勝浦漁港の漁港施設である荷さばき場から国道128号線へ抜ける道路の漁民アパート付近の舗装張りかえ工事、これが現在も実施中でありまして、この工事は、県によれば、当初計画では、ひな祭りの真っ最中に2月27日あるいは28日に舗装をして、白線を引くということになっていたようであります。したがって、その期間は通行どめにされようとしていたというふうに聞いています。ところが、この情報を得た市の商工業者の人たちを初めとするボランティアに参加する方々の強い批判の声が上がって、県に対して陳情が行われ、「この舗装工事はひな祭りが終わるまでストップしてくれ」、「期間中はストップしてくれ」ということで、結局、それがかなって、工事が延期されたと聞いています。したがって、ひな祭り開催中の通行どめは回避されたわけであります。

さらに、もう一つ、昨年8月に行われた、これも観光施策上では大きなイベントである花火大会、この当日、その花火大会を前後として勝浦海上保安署先から船の接岸壁へ向かう部分をコンクリート張りかえ工事が行われて、花火大会当日はまだコンクリートを打ったばかりで、乗っかられてはぶやぶやで台なしになってしまうから通行どめだということで、入り口がとめられた事実があります。お客さんたちは、市民も含めて、迂回して不便な思いをした。かなり大回りをして岸壁のほうに行ったという事実もあります。

これらの状況に対して、市民の中から、開催中、私もまちに出ていっても、千葉県と勝浦市との意思疎通がなされているのか、この辺が全くなされてないんじゃないか。勝浦市が最大のイベントとして位置づけている、こういう行事をやっているときに、そういう連絡が全くとられていないということは、どういうことなんだ、非常に憤慨して、「我々はボランティアとして一生懸命やろうとしているのに、このざまは何だ」という、非常に手厳しいおしかりを私は受けたわけであります。

もっと県と市が日常から情報交換を行って、今度は過ぎてしまったわけですが、今後、このようなことが起こらないようにすべきだというのが市民の声であり、私も全く同感であります。この点について、今度の2つだけではないに、行政全般についてこれは言えることでありますから、その点について市長の見解を求めたいと思います。

最後に、介護保険について伺います。これも前段者等による質疑がありましたので、一部重複を

いたしますが、私からも質問をさせていただきます。

日本共産党は、今年の2月9日、介護保険10年目を迎えるに当たって、介護保険に対する提言を発表しました。その一部を紹介しますが、次のように述べています。この間、介護サービスの総量は増えましたけれども、社会保障切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護の取り上げが進んで、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族の介護などのために仕事をやめている。高い保険料や利用料を負担できずに、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件も続いています。

現在の介護保険は、利用者が増えたり、労働条件を改善すれば、直ちに低所得者を含めて保険料、利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えているわけでありまして、今年は3年目で、来年度以降から3年ごとに保険料は値上げをされ、既に平均で月4,000円以上の高額になっている。そのために、政府自身も人材不足の改善のため、今年の4月から介護報酬を引き上げるに当たって、保険料値上げを抑えるために、これまで自治体に対して厳しく禁じ手としてきた介護保険会計への一般財源の繰り入れを認めた。額で言えば1,154億円であります。従来の枠組みの破綻は、これを見ても明らかであると言えるわけでありまして。

このような介護保険制度は抜本的に見直しが必要だと思うわけでありまして、しかし、第3期の平成18年度から20年度が終わり、第4期が始まる平成21年度から、勝浦市の保険料、これも条例あるいは予算案でかなり大幅な値上げが現在、提案され、審議中でありましてけれども、その一方で、施設入所である特別養護老人ホームなどで申し込んだって、なかなか入れてもらえない、こういう人たちが依然として多く、改善されずにいるわけでありまして。まさに、このことは保険あって介護なしと言っても過言ではありません。

今言いました今回の介護保険料の値上げが条例案、予算案で提案されていますけれども、詳しくはそちらに譲るといたしまして、次の3点について、市長の見解を求めたいと思います。

1つは、厳しい市民の暮らし、とりわけ高齢者が置かれている厳しい状況のもとで、基金の取り崩しや一般財源の繰り入れも含めて、保険料の値上げは行わないこと、そして、利用料の減免制度を現行からさらに拡充することを求めたいと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

2番目として、特別養護老人ホームの入所待機者、現状、どうなっているか。把握している中でお答えをいただきたいし、その対策はどうか。

さらに、軽度者に対する訪問介護、通所介護、あるいは福祉用具の貸し出しなど、厳しい利用制限はされていないのかどうか、この点についても伺っておきたい。

3点目として、ケアマネジャーや地域包括支援センターを充実させて、保健・福祉・公衆衛生などの面で高齢者の健康づくり、生活支援を強めることを求めるわけでありましてけれども、これはどうか、この点について答弁をお願いしたいと思います。

以上で市長並びに教育長に対する質問を終わりますが、市長及び教育長の積極的な答弁を求め、最初の質問といたします。

○副議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の雇用対策問題に対する市民への雇いどめなどの実態についてでありますけれども、市内すべての企業等の調査はいたしておりませんが、市内製造業1社において、派遣社員数名が本年2月をも

って契約切れとなったとのことであります。

2点目の相談窓口の設置など、勝浦市独自の対策については、勝浦市における職業あっせん等の相談窓口はハローワークいすみで対応しておりますので、特に市に窓口を開設する考えは、現在のところはございません。

3点目の緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の活用についてでございますが、緊急雇用創出事業について3事業、ふるさと雇用再生特別基金事業について、1事業の事業計画書を提出し、現在、県担当課と事業化への調整を図っておるところであります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の活用についてであります。この交付金事業は、平成20年10月30日に決定された生活対策について、地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるために本年1月5日に開会した通常国会に第2次補正予算として盛り込まれ、1月27日に可決、成立したところであります。

交付対象事業は、国が示した地方再生戦略28項目及び生活対策9項目のメニューに沿って行われる事業であること、予算計上の時期を問わず、平成20年10月31日以降に実施される事業であることの2点を満たすことが必要とされております。

本市に対して、交付額限度見込みとして1億833万円が示されましたので、このメニューに沿った13事業を選定し、本年2月4日に県を通じ国へ提出したところでありますが、本事業について申請どおり内示があったところであります。

事業の内容を申し上げますと、全保育所及び幼稚園保育室冷暖房設備設置事業、特別養護老人ホーム総野園のスプリンクラー設備整備事業、大楠橋及び沢倉橋の橋りょう維持事業、クリーンセンターごみ処理設備のプレス機更新事業、市道松部吉尾鶴原線の災害防除事業、庁舎建物による難視聴地域の地デジ対応工事、農道3路線の舗装事業、有害鳥獣捕獲事業、直売所整備支援事業として味彩館の看板設置や駐車場の舗装となっております。

なお、ご質問の基金積立金については、その運用手法として認められておるところであります。本市の場合は、先ほど申し上げました13事業を選定いたしました。したがって、これ以外の事業は計画されておりませんので、基金制度は考えておりません。

なお、これらの関係する補正予算については、今定例会最終日に提案をさせていただく考えであります。

次に、定額給付金問題について申し上げます。定額給付金についての市の対応であります。定額給付金事業につきましては根本議員にもお答えしたところでありますが、住民への生活支援とあわせ、地域経済に資するという趣旨のもと事務を進めておりまして、その準備経費につきましては、過日の市議会でご審議いただいたところであります。

今後、今定例会最終日に、事務経費を含め、定額給付金事業費予算案をご審議いただけるよう事務を進めているところであります。

当該予算案が了承されましたらならば、関係書類を3月中に対象者あてに発送し、4月の初旬から定額給付金申請の受け付けを行い、4月の下旬より順次、交付決定を行ったものから定額給付金の支払いを行ってまいりたいと考えます。

なお、事務体制につきましては、本年2月1日付で勝浦市行政組織規則の一部改正を行いまして、定額給付金班を設け、市民課の所管としたところであります。

また、職員の配置につきましても、定額給付金給付事業の趣旨に関連する部門の職員4名に兼務

辞令を交付し、事務の遂行に当たらせているところであります。

次に、2009年度地方財政計画の内容と、これに臨む構えはとのご質問であります。ご存じのとおり地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する計画であり、その主な役割は、地方財政全体の収支の状況を明らかにして、財源不足が生じる場合には、地方財政対策を講ずるとともに、地方交付税の総額を決定する基礎となるものであります。2009年度地方財政計画の規模は82兆5,557億円で、前年度対比1.0%の減となっております。

主な内容を申し上げますと、1つには、生活防衛のための緊急対策として地方交付税が1兆円増額されたこと。2つには、地方交付税の総額を増額確保されたこと。3つには、地方公共団体の資金ニーズに適切に対応するため、長期かつ低金利で融資できる地方公共団体金融機構を創設することとなっております。

このうち市町村に最も影響のある地方交付税については、厳しい地方財政の現状と現下の経済情勢等を踏まえたとして、既定の加算枠とは別枠で1兆円が増額され、地方交付税総額は15兆8,202億円で、前年度比2.7%の増となっております。

1兆円増額の内容は、地域の雇用を創出するための地域雇用創出推進費として5,000億円を、また少子化対策や医師確保対策など、地方財源の充実に5,000億円としています。このほか、平成20年度に創設された地方再生対策費については、前年度同額の4,000億円を、頑張る地方応援プログラムについても同額の2,200億円が見込まれています。

また、国と地方が折半して財源不足を補う臨時財政対策債については、財源不足が大幅に拡大したとして、前年度比81.7%増の5兆1,486億円が見込まれております。

これらを踏まえた勝浦市の平成21年度予算に対する影響額を申し上げますと、普通交付税にあつては、前年度より1億7,000万円増額の19億7,000万円を見込み、臨時財政対策債につきましては平成20年度発行可能額に国が示した市町村分の伸び率55.3%を乗じた3億3,000万円を見込み、計上いたしました。

また、住宅借入金等税控除による個人住民税の減収分や自動車取得税交付金の減収が補てんされる地方特例交付についても、国の財政情報をもとに計上いたしました。

厳しい財政状況が続いている本市にとって、今後も交付税の増額を強く望むところでありますが、国が多くの負債を抱えている現状から、近い将来、三位一体の改革のような交付税の圧縮が行われることが十分予想されますので、代替財源となる財政調整基金を少しでも多く保有できるよう努めていかなければならないと考えております。

次に、イベントに関する市と県の行政上の連携及び情報交換について申し上げます。

かつらビッグひな祭りを初め、かつうら若潮まつり、勝浦港カツオまつりの開催に当たって、会場や駐車場等のため、県が管理する勝浦漁港の岸壁及び臨港道路等の借用が不可欠なことから、窓口である南部漁港事務所に対して、イベント開催日の1カ月以上前に主催者代表名で開催概要、使用日時、使用施設・使用場所等を記載した甲種漁港施設使用許可申請書を提出して、知事より認可を受けるとともに、県に対しては機会をとらえ、市からも協力要請をしております。

一方、勝浦漁港は、県が事業主体の広域漁港整備事業として護岸補修や臨港道路の補修等、施設改修事業を実施しておりますが、県では漁協関係者と協議してカツオの水揚げ作業や輸送業務への影響が比較的少ない時期に選定し、また、市のイベントまでには完了、または支障を及ぼすことの

ないよう配慮し、工期を設定しているとのことであります。

しかしながら、工事に当たっては天候による要因や外来漁船によるビンナガマグロ等マグロ類の水揚げが年間を通じ最近、増加しており、水揚げ作業や輸送作業等のため、工事を中断せざるを得ない場合もあり、工事が遅延し、結果として昨年のかつうら若潮まつりにおいて、勝浦漁港施設の一部が使用できないケースや、今回のかつうらビッグひな祭り開催前に臨港道路の改修が完了しなかったとのことであります。

イベントの開催に当たっては、勝浦漁港施設を最大限に利用することが必要でありますので、勝浦漁港施設の改修に当たっては、余裕を持った工期の設定並びに受注業者の工期短縮等の指導について、今後より一層県に対して協力を要請し、イベントの運営に支障がないよう努めたいと考えます。

○副議長（丸 昭君） 答弁中ではありますが、午後１時まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を続けます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 答弁を続けさせていただきます。

次に、介護保険問題について申し上げます。

1点目の不景気の中で市民の暮らしの状況から、保険料を値上げすべきではないと思うがとのご質問でございますが、介護保険制度は介護保険法第117条で、3年を1期として3年ごとに高齢者、要介護者、サービスの提供量、介護給付費等を推計し、それに基づき3年間の介護保険料を決定する介護保険事業計画を策定することになっています。

第4期介護保険料、これは平成21年から平成23年度までであります、その期間につきましては保険給付費及び地域支援事業費等の見込みを推計し、それに係る保険料必要額（原則、保険給付費、地域支援事業費等の費用額の20%）を算出することになっております。

算出する上での基本的な考えといたしましては、平成19年度の介護給付費、地域支援事業費の実績及び平成20年度の介護給付費、地域支援事業費の決算見込み額をもとに次期計画期間の保険給付費及び地域支援事業費を算出いたしました。

さらに、第4期計画期間の中で、住みなれた地域を離れずに利用できる地域密着型サービスとして、小規模多機能型居宅介護の利用者を新規に見込み、認知症対応型共同生活介護の利用者の増加を見込みました。

これらをもとに第4期介護保険料につきましては、第4段階の基準月額が3,678円となり、現行保険料2,708円に対しまして970円、年額にいたしますと1万1,600円の引き上げが必要となります。

一方、第4期介護保険料につきましては、3%の介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図ることとし、それに伴う介護保険料の急激な上昇を段階的に抑制する措置を国において講じることとなりました。

平成21年度、平成22年度の介護保険料につきましては、介護報酬の改定により、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から必要な経費が交付されることにより、平成21年度の介護保険料の

基準月額を3,583円、年額を4万3,000円、平成22年度の介護保険料の基準月額を3,630円、年額は4万3,600円となります。

高齢者の方々の介護保険料の負担につきましては、特に低所得者の世帯につきましては、負担が大変であるという声をお聞きいたしております。こうした低所得者の世帯の方につきましては、軽減措置がとられてきております。

また、介護保険は、介護の問題を社会全体で支えていく制度として創設されました趣旨から、その費用に対しまして、原則として国の負担金が25%、65歳以上の高齢者の保険料が20%というように、それぞれ負担割合が定められているわけでございます。

国の負担割合につきましては、財源の確保など国民的な議論が必要であると考えております。

次に、利用料の減免をさらに拡大すべきと思うがどうかについてのご質問であります。利用料の減免につきましては、勝浦市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱に基づき、介護保険法第9条に規定する被保険者で介護保険制度の訪問介護サービス、訪問入浴介護サービス、訪問看護サービス、介護予防訪問介護サービス、介護予防訪問入浴サービスまたは介護予防訪問看護サービスを利用している低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成することとして、平成13年度より実施いたしております。助成の内容につきましては、指定居宅サービス事業者等に支払う利用者負担額の100分の50となっております。

利用状況でございますが、平成19年度決算額で申し上げますと、決算額240万3,206円、実人数96人、延べ人数807人となっております。平成21年度におきましても、継続して実施する予定でございます。

また、利用料の減免につきましては、夷隅郡内では実施しておりませんが、今後、財政状況等を考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、特養ホームの入所待機者の現状とその解消対策についてのご質問であります。特別養護老人ホームについては市内に2カ所あります。その入所者数と待機者数であります。本年1月末現在で市の施設である総野園では50人定員のところ、192人の待機、民間施設の裕和園では80人定員のところ369人の待機者がおります。なお、待機者数は両施設に重複申し込みされている方も含まれております。

この待機の解消ということですが、施設定員に対し利用希望が非常に多く、地域での受け入れに非常に時間を要する実態にあります。この対策については、近隣施設の利用や地域での民間施設の充実を期待することが現在の状況と考えます。

次に、軽度者に対する訪問介護、通所介護、福祉用具などの厳しい利用制限はないかについてのご質問であります。要支援1、2と要介護1と認定された軽度者に対して福祉用具給付制限がありますが、対象者の状態によっては例外という特例措置があります。また、軽度者に対する訪問介護、通所介護などの利用につきましては、介護度や家族状況などにより介護報酬の算定基準の対象とならない場合もありますが、居宅介護支援専門員により提出される居宅サービス計画書の内容を検討し、そのサービスを利用者が受けることにより、日常生活を営むのに必要な機能向上が見込めると保険者が認めれば、利用が可能となっております。

訪問介護と通所介護につきましては、要支援1、2の認定者は、利用料金がそれぞれ1カ月の定額料金になっています。介護予防給付として、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスであります。

利用者のできることを増やし、生き生きとした生活が送れるように利用者のニーズには十分対応でき、利用者についての制限はないものと考えております。

次に、ケアマネジャーや地域包括支援センターを充実させて、保険、福祉、公衆衛生などの面で高齢者の健康づくり、生活支援を強めることを求めるについてのご質問でございますが、現在、指定居宅介護支援事業所は市内に5事業所、市外で勝浦市を営業地域にしている事業所は9事業所あります。市内10名、市外15名のケアマネジャーが要介護者（要介護1～5）を中心にマネジメントを行っていますが、1人のケアマネジャーがマネジメントできる件数が39件の上限が定められているため、増加する要介護認定者への対応が厳しい面があるのが現状であります。

また、要支援者のマネジメントはケアプラン作成料が4,000円と、要介護者に比べ介護報酬が低いこともあり、一部委託を受けてくださる指定居宅介護支援事業所の確保が難しく、現状では地域包括支援センターが主にマネジメントを行っておるところであります。

また、高齢者の生活支援については、当市では地域包括支援センターが高齢者世帯を対象とする在宅福祉事業をあわせ持つ高齢者支援係として運営しているため、高齢者の生活の実態把握を通してニーズを把握し、栄養食品支給事業を初め、緊急通報システムサービス事業や配食サービス事業の内容を充実させ、高齢者の生活の安全や健康増進に努めております。

しかしながら、今後、高齢化がますます進む中、要介護認定者や高齢者世帯が増加することが予測されるため、指定居宅介護支援事業所の参入やケアマネジャーの確保や地域包括支援センター機能が十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えます。

また、元気な高齢期を迎えるという意識の啓蒙や健康づくりを実践できるよう、既存の資源を有効活用するなど、環境整備等も含め、関係機関と連携していきたいと考えております。

以上で、児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、市民文化会館に関するご質問につきましては教育長より答弁をいただきます。

○副議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

文化会館建設の基本的立場として、予算、規模、建設時期と既設市民会館、公民館の運営についてというご質問でございますが、現在までの経過について触れさせていただきます。

文化会館の建設につきましては、平成19年10月に勝浦市（仮称）市民文化会館建設等審議会を立ち上げ、市長の諮問に対し全6回の会議を開催しご審議をいただき、平成20年3月に既設の市民会館、中央公民館については、耐用年数や建設費用を比較検討資料結果、新築を要望する等の答申をいただきました。

また、その内容を細部にわたり検討していただくために、平成20年7月に（仮称）勝浦市市民文化会館建設検討委員会を立ち上げ、現在まで4回の会議を開催いたしまして、ご検討いただいているところでございます。

ご質問の事業費につきましては、あくまでも概算としてとらえていただきたいと思いますので、ご了承願います。

建設のための地質調査、実施設計、解体工事費、建設工事費等を含め、総額で約15億円程度を考えております。

次に、規模でございますが、既設の市民会館、中央公民館の延べ面積が約2,500平方メートルで

すが、審議会の答申では市の考え方や現在の市民会館、中央公民館の利用形態、利用規模に大きく左右されることから、ホールについては今の規模より小規模でよいとの答申を受け検討しておりますが、ホールについては500席から600席ぐらいの広さで、建築延べ面積は既設の市民会館、中央公民館と同じか縮小した面積で考えております。

建設時期につきましては、市の財政状況等を考慮し、現在のところ都市再生整備計画、まちづくり交付金制度を活用しての建設を考え、平成21年5月までにまちづくり交付金の申請をし、採択となる平成22年度に建設のための基本設計、実施設計を行い、平成23年度に建設工事を着工したいと考えております

次に、現在の市民会館、中央公民館の運営方向でございますが、平成18年に実施した耐震診断業務委託の結果を踏まえ、市民会館・公民館運営審議会に諮問し、今後の運営について諮りましたが、教育委員会の方針にゆだねるとの答申をいただき、管理に関し十分に注意をし、使用してまいりましたが、平成15年10月に施行された消防法の改正により、消防設備点検が強化され、市民会館、中央公民館においても夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部により、平成20年12月18日、消防法第4条に基づき立入検査が行われ、その結果、火災予防上の不備、欠陥の指摘・指導があったところであります。

教育委員会といたしましては、教育委員会議、社会教育委員会議、市民会館・公民館運営審議会にこれを報告し、意見を求めたところでありますが、いずれも、市民会館については、現状から判断し、使用するのには控えたほうがよいとの結論でございました。

中央公民館については、「一つの建物と判断するならば、使用を禁止とするのがよいが、使う人たちが不特定多数ではなく、通常使用する人たちであることから、避難経路の確保ができること、また避難について、すぐに対応できると判断できること。しかし、消防本部の指摘事項もあることから、人命の安全確保に万全を期すること、消防設備の改修を図ることなど、人命の尊重を第一として対応できるならば、使用することはやむを得ないと考える」との意見をいただきました。

これにより教育委員会では、市民会館については平成21年度中に使用禁止の方向で考えております。中央公民館については、いましばらくの間、使用すると判断をいたしました。

さらに、去る2月24日に庁議を開催していただき、本件について審議の結果、特に市民会館については平成21年度中に使用を禁止することと決定がされました。

なお、使用禁止の時期については、平成21年度の市民会館使用申し込み状況等を考慮して決定してまいりたいと思います。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 最初に、雇用問題で再質問いたします。今の市長の答弁では、特に私が質問の中で指摘をいたしました、例えば、勝浦市独自で相談窓口を設けるとか、あるいはその他の方策をとったらいかがかというふうの問題提起したのですが、今の時点ではいすみ市大原地区にあるハローワークで対応できるんだから、当面はそういう考えはないと、こういう答弁でした。しかし、その前段で、市内の雇いどめや派遣ざりについてどれぐらい把握しているのかといったら、市内の1企業だけに聴取したところ、数人が3月いっぱい雇いどめだ。それだけ把握しているが、あとは知らない、という話です。

今、全国的に本当に深刻な状況が出ている中で、勝浦だけ別だと言わない。私1人の把握でも、

ごく最近の数日の中でも2人や3人の話は聞いています。行政が1企業だけで二、三人が雇いどめだよと、あとはわかっていないよというのは、余りにも今の状況の認識の甘さというか、市民、国民の深刻な今の雇いどめ、あるいは解雇の状況に対応する構えがなくなっているんじゃないかというふうに率直に言わざるを得ないんですけど、その点についてどうなのか、再質問したいと思います。

先ほどの具体例は繰り返しますが、市民の中には解雇されたり雇いどめされたりということで、本当に深刻な状況になっている人が2人や3人ということは絶対あり得ないわけです。

そういう点で再質問なんですけど、1つは、引き続き可能な限り担当課を中心にしながら、そういう市民の現状を把握していくつもりはあるのかなのか。一方で、定額給付金の仕事をどんどん進めることも結構だが、その一方で景気浮揚だ、やれ福祉だといったって、その一方でこういう現実が今、進行中であります。しかも、3月の年度末を控えれば、もっともっと深刻になるというのは、テレビでもラジオでも新聞でも、そういうことを言っているわけですから、それを勝浦だけ遮へいされていて、そんなことはないよと。勝浦は一つもないよという話では全くない。そういう認識に立って、一つは引き続き調査をしてもらおう。

もう一つは、調査とあわせて、いすみ市の市長がいち早く窓口を設けて、職員が大変だから、職員はほかの仕事をしてもらうので、市長、副市長その他の幹部で対応して窓口でやるというようなことが新聞にでかでかと出ましたが、そんなことをやれと私は言っているわけではない。市長は市長の仕事があるので、そんなことをやっているひまがあったら、もっと大事な仕事がいっぱいあるわけですから、私はそんなことをまねしろというのではなくて、少なくともハローワークはあるけれども、それとのつなぎとか、とにかく、例えば、市にこういう意見というか、アドバイスする窓口を設けましたよと、遠慮なくどんどん来てくださいと。相談に応じますよと。これは、何もその窓口が就職をあっせんしろとか、特にそういう問題ではないのです。場合によっては、就職あっせんの場合もあるだろうけれども、とにかくそういうわらをもすがる思いの人たちが今いるという現実を見詰めて、市役所でそういうことを相談に乗ってくれるのかというところをぜひ示してもらいたいと思うんですが、その点について再質問したいと思います。

次に、地域活性化対策の答弁いただいたわけですが、さっき示された具体的な仕事があると言っていました、それについて、再度、答弁をいただきたいと思う。

定額給付金の関係ですが、後でまた予算審議などもありますから、そのものについてはそちらへ譲りますが、ただ、市民課にこの定額給付金準備室を設けたわけでしょう。市民課長が室長になっているんだと思うんですが、その下に各課から3人、出向させて配置した。こうして、市民課へ出向させた課については遺漏のないように、行政が停滞しないように配慮していると、こう言っています。今まで準備室では職員の拘束時間とか、あるいは会議の内容とか、準備のための仕事とか、どいふうに具体的にやったのか。これから今度は支給が始まるわけですから、また大変な仕事量になっていくと思うんですけど、それはどういうふうに行っているのか、これだけ具体的にお聞きしておきたいんです。

当然、ほかの課に対しては、私から言わせれば、賃金者で配置しなければ、それだけ要員を引っこ抜かれているわけですから、それはあとは残った人間でオーバーワークでそれをカバーしているんだと。それならそれで、そういうふうにはっきり答えてください。あるいは、時間外をどれだけとっているのか、そういうことが明らかにならないと、仕事そのものもなかなか進まないだろうし、そのことによって、他の業務あるいは行政上の仕事が停滞する危険性があると思うので、その点に

についてお尋ねをしたい。

地方財政計画の問題ですが、これは予算審査特別委員会も設置されますから、そちらのほうに細かくは譲りますが、ただ、基本点で1点だけお尋ねしておく、先ほどの質問でも言ったし、答弁でも返ってきましたが、地方交付税が実質、前年対比1兆円に全体としてならないんです。というのは、歳出はぐんと絞り込めという方向がありますから、それはそれで後で詳しくやりますけれども、とにかく大ざっぱに言って、全体で1兆円、地方交付税が増えると。これのプラス影響額は、勝浦市の場合どの程度なのかということです。それが1つ。

地方再生対策費が全体で4,000億円あるんですけど、これが勝浦市にどれだけプラスではね返るのか。

臨時財政対策債の許可基準にのっとって、勝浦市は当初予算に3億3,000万円の臨時財政対策債の予算を組んでいるわけです。これは前年度の分ですけど、特別土地保有税が1億3,700万円、大成建設から入ってきているわけですから、これは平成20年度の最終補正の中で、平成20年度当初で組んだ財政調整基金の繰り入れを補正でバックさせている。それだけ財源的にはその分、潤沢になってきているということは言えるわけです。

平成19年度の繰越金は、せんだっての補正で全部はたいたと言っています。しかし、平成20年度でどれだけ実質収支の中で繰越金が出てくるのか、これが見込みでどの程度あるのかということが、今の時点でもあらあらだけでもわかる。

そういった場合に、少なくとも平成20年度対比、平成21年度では、2008年度対比、2009年度では、今回、市長が提案理由の説明で、あるいは平成21年度当初予算の概要や市長の編成方針で述べたいろんな住民要求をもとにした、あるいは次年度から始まる第4次実施計画の需要を満たすというふうに言っているが、この財源を見たならば、もう少しやってやれないことはないという判断に私は立っているんですけど、その点についての執行部の見解をお願いをしたい。

次に、文化会館の件であります、特に私は既設の市民文化会館の今後の運営の問題について、最終的に庁議では平成21年度中に閉鎖したい、こういう話なんです。平成21年度中ということは、来年の3月までと。極端に言えば、来年の3月までは使用すると言っているんですね。

あえて社会教育委員会や公民館運営審議会委員、あるいは市民会館運営審議会委員、あるいは教育委員を集めて、あるいは合同会議を開いて、あえて市民に意見を問うた、その目的は何だったのか。広く市民の意見を聴いて、それを参考にして、庁議で市民会館、公民館の運営に供していくんだと、こういう話だったでしょう。市が示した耐震診断の結果については、X軸、Y軸、海から北側に向かった軸、川からホテル三日月に向かった軸、両方の軸に対して、耐震性がどうなのかと言えば、これは全部0.7以上が基準だと言われているわけです。0.7以上なければ、地震が来た場合に危ないよと、こういう基準です。

公民館は、X方向は1階が0.47、2階が0.67、Y軸は1階が0.32と2階が0.76、こういう数値です。市民会館については、1階、2階、3階で、X方向、Y方向とも0.7以上というのは、たったX方向の2階だけ0.73があって、あとは0.4とか0.3とか、ひどいのは3階で0.2とか、あるいは0.47と、こういう状況です。

市長が夷隅郡市広域市町村圏事務組合の管理者です。市長が最高責任者である夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部から立入検査の通知書が管理者から勝浦市長に出されている。どちらかは防災性能を有していないため取り外せとか、カーテン、暗幕、どちら、その他取り外せとか、

あるいは、その他深刻な話も全部読んでいと時間があれですが、いろいろありますが、特に電気施設については漏電のおそれありと、火災発生のおそれありと、こういう指摘事項もある。

これらを受けて、我々は真剣に論議した。そういう中で、ある一般の委員は、「私は知らなくて、娘が成人だったので、今年の成人式と一緒に私もついてきて、中に入りました。これを知っていたら、私は娘を連れて、こんな危ないところへ来なかった。直ちに閉鎖しないと、だれが責任を負うんだなんて問題じゃない。人命にかかわる問題だから、責任云々言っただって始まらない。行政は人命を第一に考えて、尊重して、それを第一義にして行政を進めるべきではないか」という意見が出ました。私じゃなくて、名前は言いませんが、私の隣に座った委員が言いました。

そういう状況の中で、そうは言っても、既に公民館や市民会館で2カ月前に予約とってますから、あるいは、公民館については日常的に文化活動をやっている文化団体が相当いるというような中で、せめて5月の公民館まつりが終わるまでは、何とか我慢して、十分注意を払いながらやってもらおうじゃないか。後で責任をとりますといったって、人命にとって責任のとりようがないというようなことから、残念だけれども、不便がかなりあるけれども、閉鎖していったほうがいいんじゃないかという答申というか意見具申したわけですね。

ところが、平成21年度いっぱいということになると、来年の消防団の出初式も、あるいは来年の成人式も、その他正月前後に絡まるいろんなイベントもある。あるいは業者がロビーを借りにきたら、来年度中は貸すのかというようなことになっちゃうわけですけど、そういう点について答弁をいただきたい。

もう一点は、今、建設時期を教育長は述べられましたが、平成23年度着工だと、こういう話ですね。そうすると、仮に平成23年の4月から着工したって1年かかっちゃうわけですから、暦年で言えば平成24年ですよ。仮に執行部が言う平成21年度中に閉鎖して、ずうっと平成22年、23年、24年、3年間も使えないまま過ごすのかということです。

確かにまちおこし交付金、そういうものを活用しなければ、残念ながら、悔しいけど、勝浦市は財源がないと、こういうことだと思うんです。しかし、物はやりようだと思うんですよ。5月にそれを国に対して申請し、11月にはその可否の結論が出る。しかも、副市長なんかの見解では、これは相当角度の高い問題、ほぼ間違いなくまちおこし交付金は交付されるだろうということであるならば、その言をそのまま信じてうのみにすれば、今の平成21年度中にだって、場合によっては基本設計ぐらいはやる気になれば、絶対やれないことはない。例えばの話ですから、仮定の話ですけど、平成22年度から実施設計その他の話になって、いろいろとありますけれども、全部一気にやれば、うまくすれば1年は手前に引き戻すことができると。しかも、全部一挙にあれを取り壊して、一挙に建築を進めるならば、建設時期と建設費も若干浮かすことができるというふうに、素人ながらいろいろ検討の中で、いろんな専門家の意見を聞きながらも、そういうことも一つの選択肢としてあるのではないかというふうに思うんですが、その点について見解をお願いしたいと思います。

次に、行政機関の連携の問題ですが、ちゃんと申請してやっているんだよ。でも、現実にあそこを真ただ中にみなと団地の前の道路を掘り返しちゃったと。顔色変えて、行政は何をやっているんだと私に言われたのです。結果として、あそこは、あのまま黙っていれば、正味1日か2日道路の通行がストップされちゃったわけですよ。ところが、聞けば、住民パワーでそれがあの期間、工事がストップされて延期されたと、こういうことです。だから、事実経過は、幾ら事前に申請したって、連絡とりながらやったといったって、現実にはそのまま黙っていれば、そういう住民パワーが

働かなければ道路の通行がストップしちゃったところなんです。だから、そのところをどう見るのかと私は言っているのです。

所管はまたまた南部漁港の話だから農林水産課に矢がいつっちゃうんですけど、そうじゃなくて、農林水産課のみじゃなくて、都市建設課にだって、あるいはその他の行政機関にだって、絶えず上級機関といいますか、県や国とのパイプを密にしておきながら、いろんな情報をとりながら連携できるものは連携していくということを、やっているのは承知している。やっているんだけど、もっと一層、そういう点を行政として、行政のプロなんだから、ぜひやってもらいたい。私、行政のプロじゃなくても、物の本を読んだり、あるいは、できないインターネットを一生懸命やって情報とったりしても、私がある課長に言って問題提起すると、ああ、そうでしたかというのがたまにありますよ。私ですら、そのぐらいたれるんだから、行政のプロはもっとそういう点で、プロらしく情報交換、あるいは情報把握、あるいは連携プレーをやって、少ない財源を有効に使うと。少ない財源を少しでも増やすというようなことをぜひやってもらいたいと思うんですが、再度、答弁をお願いいたします。

介護保険ですが、第3期介護保険事業計画というのが平成18年3月につくられています。第3期は今年で終わりですから3カ年たって、今度は向こう平成21年度から3カ年度の第4期介護保険事業計画というものをつくらなければいけない。ところが、聞いてみると、まだ今の時点ではこれが介護保険運営協議会で審議中だと、こういう話ですよ。

第3期のころはそれつくられていたり、あるいは、市民に対するパンフレット、これは第2期のときなんですけど、平成15年から17年度のリーフレットなんですけど、第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は据え置きになりました、こういうふうにわざわざうたって、皆さん、安心してくださいよというようなことで、リーフレットが全世帯に配られた。ところが今度は、介護保険事業計画もまだ今の時点で、すぐ今年の4月から始まろうとしているのになし、リーフレットもない。あるのは、今度、当初予算で出てきた、あるいは条例で出てきた介護保険料の値上げのみだ。これでは、おかしいんじゃないかというふうに思うんですよ。

さっき答弁にもありましたが、激変緩和ということで、一挙に値上げじゃなくて、2カ年にわたって少しずつ、例えば、平成22年度は500円とか、900円とか、1,600円とか、1,400円とか小出しに上げて、あるいは、次に200円上げるとかってありますけど、しかし、3カ年トータルで上がるのは、1のところでは1万6,200円から2万2,000円に上がるから3,800円上がるわけでしょう。最後の5階層については4万8,700円から6万6,100円に上がるんだから、1万7,400円、保険料が上がるわけですよ。

そういうことがあるので、私が一般質問でやりましたように、国は今まで絶対、介護保険特別会計はその会計で処理しろと。間違っても一般会計からなどの繰り入れはまかりならんと言明してきた。ところが、今度は一般会計からも入れていいんだよということを初めて言い出した。それは、余りにも激変し過ぎるから。そんなに被保険者に対して負担をかけるのはしのびないということで、そういう措置をとってきたんです。

2008年8月21日に厚生労働省が文書を発出しています。全国介護保険担当者会議というのを開いて、介護給付費準備金の取り崩しを厚生労働省が要請しているわけですね。厚労省がみずから、今度は一般会計からも入れて、少し保険料を緩和しなさいよと。そのほかに、介護保険の財政調整基金を取り崩して、準備金の取り崩しをやりなさいよと、要請しますよと、こういうことを言ってい

る。介護給付費準備金については、従前からご連絡しているとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において、歳入として繰り入れるべきものであると考えている。すなわち、当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであるわけで、介護保険制度においては計画期間内の給付に必要な保険料については、各計画期間おける保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸し付け等を受けるものであること、被保険者に死亡、転居等により保険料を納めた被保険者でなくなる場合があること等からも、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると、こういうふうに言っているわけです。

平たく言えば、その途中で亡くなったり、行っちゃったりするから、準備基金というのは、ためておくなよと。それはきれいに使っちゃいなさいよと。そして、保険料の値上げを抑制する抑止力に働くように、その分も使っていきなさいよというのが厚労省の役人が言っている見解です。

そういうことから言うと、2度目に介護保険についてお聞きしたいのは、今、勝浦市は平成21年度末でどれほどの基金を持っておるのか。そして、平成21年度にどれほど基金を入れていくことができるのか。あるいは、入れて予算を立てて、こういうかなり大幅な値上げになってしまったのか。その辺についてお尋ねをしたい。

これは担当に言っても無理でしょうけれども、財政としては、先ほど厚労省の見解もお示したように、一般会計から繰り入れることも来年度以降はやぶさかでないというのが、国の見解なんだけれども、さっき私は地方財政計画の中で質疑をしましたが、金は確かに潤沢ではない。勝浦市の財政も苦しい、それは私も同じ認識です。しかし、具体的に前年度対比で今年度を見れば、全国ベースで1兆円の財源増や、あるいは大成建設からの特別土地保有税の1億円余りのお金やその他によって、そういう一般会計からの保険料抑制のための財源はある程度は出したって、別に勝浦市の財政はパンクするわけがないというふうに思うんですが、その辺についての見解もあわせてお願いしたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 開議

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） 最初に、雇用問題についてお答えをいたします。今、社会問題となっております非正規労働者に対する、いわゆる派遣社員の派遣切りについて、市内の実情につきまして、先ほど市長答弁にもありましたが、市内の製造業にかかわる会社について、2社ほど派遣社員がおりました。そのうち1社につきましては、今年の2月末をもって8名の派遣社員が契約切れとなるという中において、そのうち5名は再就職ができております。また、もう1社の製造業につきましては、昨年12月でやはり8名の派遣社員がおりましたが、その全員が会社等のあっせんにより就職ができた。その他、担当課としましても、現在の状況を把握するために市内の大手の会社、ホテル、病院等、聞き取り調査をいたしました。パート社員の雇用等を含めて調査いたしました。パート社員については、人件費削減の観点から雇用については積極的でないのが現状でありました。

また、市内から市外に勤めている方の状況については、現在のところ、不明であります。

その中においてこの雇用関係につきましては、いすみ市にありますハローワークいすみのほうで一括して就職のあっせん等を実施しているのですが、最近の状況を申し上げますと、求職者については管内で11月に238名、12月に324名、今年の1月には265名、現在、有効求職者数は831名となっているとのことです。

また、現在の管内の有効求人倍率については0.84ということでありまして、これらの状況を踏まえた中で、先ほど質問にありました、それでは市役所における就職あっせん、求人情報の開示はどうなるのかということですが、平成20年3月まではハローワークいすみの情報を勝浦市のほうでも週3回ほど開示をし、情報提供しておりましたが、現在はしていないのが現状です。ただ、これまでの状況を踏まえて考えますと、今後の状況により、市民への就職あっせん、求人、また情報提供については積極的に市が対応しなければならない状況にありますので、ハローワークいすみとも協議した上で、それができるように検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、お答えいたしました。国の2次補正の中の地域活性化・生活対策臨時交付金についてですが、本年1月27日に可決、成立したところであります。先ほどもお話がありましたように、本市に対しましての交付額1億833万円が示されたところであります。この内定が2月27日に通知があり、3月2日に交付申請をしたところであります。

それでは、この事業の内容について再度申し上げます。まず、13事業になります。市内には7つの保育所がございますが、全保育所と幼稚園の保育室の冷暖房設備、エアコンの設備を全保育室に行うということです。

それから特別養護老人ホーム総野園のスプリンクラー設備の整備、大楠橋及び沢倉橋の2つの橋りょうの塗装工事、クリーンセンターのごみ処理設備のプレス機の更新事業、市道松部吉尾鶴原線の災害防除事業、庁舎建設による難視聴地域の地デジ対応工事、農道の3路線の舗装事業、有害鳥獣捕獲事業、直売所整備支援事業ということで、これは味彩館の看板設置、駐車場の舗装ということになっております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 定額給付金関係につきましてお答え申し上げます。事務体制でございますが、現在、兼務辞令ではございますが、4名の班員により事務のほうを進めております。

具体的な準備作業ということでございますが、過日、認めていただきました予算の前段階におきましては、各課員の基礎的知識、また今後のスケジュール確認、また問題点の把握等にとどまっておるのが現状でございます。予算を了承していただきました現在におきましては、個々具体的な契約に向けて準備のほうを進めておるという状況でございます。

また、兼務辞令ということでございますので、確かに自分の仕事を持ちながら定額給付金に関します事務を進めるという形になりますので、確かに事務負担というものにつきましては、負担がかかってくるということも事実でございます。しかし、3月から4月にかけて、本市に限らず、どこの市町村も皆、忙しいのはまず同一だという中で、市民への給付を第一に考えて、当然に事務について進めていかなければならないと考えておりますので、今後、提案予定の予算案の中にも時間外もしくは臨時職員等の賃金も含めまして、その中で対応してまいりたいと考えています。

また、システムの導入によりまして大部分の方々につきましては、画一的な取り扱いが可能と考

えておりますので、予算案等を認めていただける中においてやりくりはできるのではないかと、そのように考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうからは地方財政計画関係についてお答え申し上げます。

1点目の地方財政計画で、今回、交付税が1兆円増えたけども、それに対する市への影響ということでございますが、普通交付税総額につきましては、勝浦市では平成20年度当初予算と比較して1億7,000万円の増額と見込んで予算を計上させていただきました。このうち地域雇用創出推進費が平成21年度の地財計画で盛り込まれましたけども、この影響につきましては、国が推計しました勝浦市の額ですと6,200万円というふうに見込まれておりまして、その分、交付税を推計する上で見込んでおります。この結果、平成20年度の交付額と比較いたしますと、今回の地財計画による交付税の影響が5,115万7,000円の増額ということで推計しております。

2点目の地方再生対策費でございますが、全国で4,000億円計上されていると。これは国のほうでは前年度と、平成20年度と同額の計上であります。したがって、勝浦市におきましても前年度の交付額と同額の8,125万9,000円を見込んで交付税を設定してあります。

次に、臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、国のほうの推計値ですと、市町村では平成20年度の借入可能上限額の55.3%増で見込まれるというような推計が出ておりますので、勝浦市はこれに倣いまして、平成20年度の借入上限額の55.3%で3億3,000万円を今回、予算計上させていただきました。

なお、平成20年度の借入額と比較しますと、1億1,500万円ほどの増になっております。

次に、4点目の平成20年度の実質収支、いわゆる繰越金の見込みですが、現時点では約1億8,000万円と見込んでおります。

次に、特別土地保有税あるいは交付税をすべて3月補正で財政調整基金に積むと。それを使うことによってもっと事業ができるのではないかとというようなご指摘ですけども、議会初日の補正予算のご審議の中でも申し上げましたが、今回、特別土地保有税あるいは平成20年度の交付税の増額によりまして、今年度末、平成20年度末の財政調整基金残高が約3億4,000万円というふうにお答えをさせていただきました。ただ、このうち既に1億7,700万円につきましては、平成21年度の当初予算で繰り入れを見込んでおります。そういたしますと、財政調整基金の残りが1億7,000万円ほどしか残りません。これにつきましては、今後の財政需要等に備えるために、今後も保有していきたいと考えております。

なお、今後、緊急的な事業、あるいはどうしても必要な事業につきましては、その都度、補正予算で対応していきたいと考えております。

次に、6点目の介護保険料の引き下げにかかわります一般会計からの繰出金の関係ですが、ただいま申し上げましたように、一般会計、非常に厳しい財政状況を強いられている現状の中で、介護保険のほうの第1号保険料の上昇を抑えるための一般会計の繰り入れにつきましては、現時点ではその考えはございません。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。市民会館、中央公民館の運営についてでございますが、現在5月末までの予約を受けております。これにつきましては、予約者がぜひ使用したいとの要望があることから、理解を得ながら、何とか開館していきたいと考えます。

5月以降の利用でございますが、教育委員、社会教育委員、市民会館、公民館、両運営審議会委員の意見を尊重し、対応していきたいと考えております。

2点目の建設時期でございますが、平成23年度、24年度の2年間でございますが、平成21年度中にプロポーザル、あるいはコンペ等の開催等、いろいろな方法も考えられますことから、庁内で検討しながら、早期着工に向け、研究していきたいと考えます。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。市のイベントと県との連携の問題でございますが、今回、工事発注をした南部漁港と一番関連の深いということでご答弁をさせていただきます。

主催者は、きちっと1カ月以上前から申請もし、きちっとした許可も得ておると。南部漁港につきましても、それなりに工事については配慮してくれてあったということでございますが、ただ、結果としてイベントの運営に支障を生じたと。これにつきまして、市は深く受けとめなければならぬというふうに考えております。

改めて南部漁港に対しまして、市からイベントの協力に関する要望書を提出するとともに、この件に限らずでございますが、県との一層の情報交換あるいは連携強化、こういうものに努めてまいりたいと考えます。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 平成21年3月末の介護準備基金の残額と、その残額をもって第4期の計画の中に参入するののかのご質問でございますけれども、第3期計画の平成18年度当初におきまして、介護準備基金の額は1億889万6,031円でありました。しかしながら、第3期介護保険事業計画におきまして、この準備基金から6,951万1,751円を繰り入れまして、残金が3月末で3,935万4,280円の予定になっております。平成21年度から始まります第4期の介護保険の基準額につきましては、介護保険準備基金が平成20年度末で3,935万4,280円見込んでおります。そうしますと、第4期の介護保険の事業計画が平成21年度から平成23年度までの3カ年行うわけでございますけれども、介護給付費の計画推計値以上の増加等を考慮いたしまして、介護保険準備基金からの繰り入れは厳しい状況となります。そのため、準備基金からの繰り入れは、今のところ考えておりません。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 雇用問題で、ハローワークが出張してきたのを私も承知しているんだが、今の時点でやめちゃうということ自体おかしいんで、今、答弁ではこれからまた再開するように検討すると言っていますからいいんですけど、ぜひ検討して、再開してもらいたいし、相談だけではなくて、さっき私が実例で言ったように、例えば、社福協に学資融資の制度があるよというアドバイスなんかも含めて、窓口を設け、困っている人に対し、当面の厳しい状況の中で、雇用問題を中心にしながら、ぜひ相談してやってもらいたい、これは強く要望しておきます。

介護の保険料についても、先ほどの趣旨と国の方針等も踏まえながら、全然お金がないわけではないわけですから、少しでも、たとえ1円でも保険料を抑制していくと、市民負担を軽減していくという立場をぜひとってもらいたいということを強く要望しておきます。

総野園もあったんですけど、時間がないので、予算委員会などでやります。以上です。

○副議長（丸 昭君） 続きまして、忍足邦昭議員の登壇を許します。忍足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 私は議席番号2番の忍足邦昭でございます。

まず、質問に先立ちまして、一言申し上げさせていただきます。昨年2月19日の早朝に発生したイービス艦あたごとマグロ漁船清徳丸との衝突事故により、川津の吉清治夫さん、哲大さん親子が行方不明となってから、はや1年が経過いたしました。この間、ご親族の無事帰還の切なる願いと漁業協同組合関係者、並びに関係各機関の懸命の救助活動にもかかわらず、とうとう2人は帰らぬ人となってしまいました。ここに改めてお二人のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご家族、ご親族の皆様に対しましても、心から哀悼の意を表するものであります。

また、本件衝突事故の原因究明につきましては、横浜地方海難審判所において審理が進められた結果、去る1月22日に同審判所の裁決が下され、あたご側の監視不十分が主な原因であると認定されるとともに、海上自衛隊側に対して安全教育を徹底するよう勧告がなされたところであります。

今後とも漁業関係者の安全確保を図るため、関係各機関におかれましては、のどもと過ぎればということではなくて、気を緩めることなく、このような悲惨な事故の発生を防止するための万全の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

さて、それでは、市民の方々の声をもとに、市民の視点にたって、さきの通告に従いまして、次の5つの項目について質問いたします。

なお、質問に対する市長並びに市当局の前向きでかつ明快なご答弁を期待するものであります。さらに、前段者、前々段者の質問の内容と一部重複する点があるかもしれませんが、最後の質問者ということで、ひとつご容赦をいただきたいと思います。

それでは、まず、第1項目目の財政問題について伺います。

最近の国際経済情勢は、アメリカにおけるいわゆるサブプライム問題、及びリーマンショックに端を発した金融危機が発火点となって、その影響が世界各国に及び、世界同時不況という状況に陥っていることはご承知のとおりであります。

当然、我が国においても多大な影響を受け、100年に一度あるいは戦後最大と言われる経済危機に直面し、大手企業による派遣社員や契約社員等、非正規労働者の切り捨てが行われ、深刻な社会問題となっているのが現状であります。

このような社会経済情勢の中で、国の財政はもとより、我々、地方財政においても少なからず影響を受けるものと考えられるところであります。また、我が勝浦市においては、今後、どのような影響を受け、これにどのように対応していくのか、大きな懸念を抱かざるを得ません。

そこで、まず、本市の財政状況はどのようになっているのか、次の2点について伺うものであります。

第1点目は、平成19年度決算及び平成20年度決算見込みについてであります。平成19年度決算における各種数値を見ますと、単年度収支及び実質単年度収支がいずれも赤字となっており、経常収支比率が99.5%、財政調整基金残高も1億3,600万円程度しかなく、まさしく財政硬直化を来している状況であります。

そこで、平成20年度決算見込みと各種財政指標はどのようになるのか伺うとともに、市長はこのような財政状況を見て、どのように受けとめ、またどのように評価されているのか伺うものであります。

第2点目は、平成21年度予算編成についてであります。まず、編成に当たっては、当然、現状を十分見極めた上で行ったと思いますが、どのような方針に基づいて対応されたのか、そして、第4次実施計画、財政健全化計画及び行政改革大綱2005等、各種計画との整合性はどのように図られたのか、また、今年度末見込みで第3次実施計画、財政健全化計画及び行政改革大綱2005と、各種計画の進捗状況はどのようになるのか、伺います。

第3点目は、今後の財政見通しについてであります。藤平市長は、平成11年3月に市長就任以来、間もなく10年が経過しようとしておりますが、この間、市長は各種の施策を講じ、本市の活性化を図るべく努力され、それなりの実績を上げられたことにつきましては敬意を表するところであります。

しかしながら、各種の数値や指標を具体的に見てみますと、残念ながら、ほとんどの項目においてマイナスとなっており、まことに悲観的な状況であります。

例えば、住民基本台帳人口について申しますと、平成11年3月末で約2万3,600人であったものが、毎年減少を重ね、平成21年、本年1月末には約2万1,400人となっておりまして、約2,200人も減少している状況であります。

また、財政的な数値や指標を見てみますと、歳入決算規模は平成11年度が86億9,200万円余りであったものが、平成19年度では69億4,900万円余りとなり、17億4,300万円余りの大幅な減少となっております。さらに、緊急事態に備えて確保しておくべき財政調整基金の残額も、平成11年度末で7億7,200万円余りあったものが、平成19年度末には1億3,600万円余りとなり、非常に心細い状況であります。

一方、歳出決算規模は、平成11年度が84億5,300万円余りであったものが、平成19年度では67億6,300万円余りとなり、同じく16億8,900万円余の減少となっております。

特に行政水準を維持、確保するための投資的経費は12億4,000万円余りが5億6,800万円余りと、6億7,100万円余も減少しておりまして、市民生活に支障を来している状況であります。

また、先ほども触れましたが、経常収支比率は81.3%が99.5%となり、実質単年度収支は6億7,800万円余りがマイナス2億4,000万円余りと、いずれも悪化しておりまして、まさに弾力性のない硬直化を来している状況であります。

そこで、このような現状を踏まえて、現在想定できる今後5年ないし10年間の財政収支見通しはどのようなものになるのか、伺いたいと思います。

次に、第2項目目の広域合併問題について伺います。地方分権推進の名目で進められた平成の大合併の流れに沿って、平成14年3月12日に夷隅郡市1市5町を対象とする夷隅郡市合併協議会が設置され、広域合併に向けて協議を重ねたところでありますが、協議事項も大詰めになってから協議が整わず、やむなく翌平成15年10月31日付で同協議会が廃止となったことはご承知のとおりであります。その後、平成17年12月5日付で旧大原町、岬町及び夷隅町の3町で構成するいすみ市が誕生し、現在に至っているところであります。

そこで、次の2点について伺います。

まず第1点目は、夷隅郡市合併協議会が廃止された最大の要因は何であったのか、確認の意味でお尋ねいたします。

第2点目は、現時点で今後の広域合併問題についてどのように考えておられるのか、伺うものであります。

次に、第3項目目の自治基本条例の制定について伺います。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されて以来進められてきた分権改革は、主に団体自治の拡充を図るものであり、さらに分権の受け皿となる市町村行政基盤の強化等を図るため、平成の大合併が国主導のもとに全国各地で進められてきたところであります。

そこで、このように団体自治の拡充は一定の進展を見せてきましたが、拡大された自治体の自己決定権をどのように生かしていくかは個々の自治体の取り組みにかかっており、このような中、住民自治の仕組みの充実を図るため、住民のまちづくりへの主体的な参加を制度的に保障する手段として、まちづくり基本条例、または自治基本条例というものが全国の自治体で検討し、制定する動きが急速に増加している状況であります。ちなみに、北海道ニセコ町のニセコ町まちづくり基本条例が全国で最初と言われており、現在、100を超える自治体で制定されていると聞いております。

これらの自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりをだれが、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であると言われ、多くの自治体では情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めているところであります。

そこで、次の2点について伺います。

第1点目は、本市におけるこのような自治基本条例の必要性について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

第2点目として、今後、このような条例制定に向けて検討していく考えはあるのかどうか、伺うものであります。

次に、第4項目目のごみの分別収集について伺います。本市におけるごみの分別収集は、従来、14品目で実施され、ごみの減量化を図られてきたところでありますが、さらなる減量化を促進するため、平成20年4月1日より新たにプラスチック製容器包装、及びその他プラスチックを加えて、全16品目で実施され、ほぼ1年が経過しようとしているわけであります。

さらに、同じく昨年7月1日より燃やせるごみの有料化も実施されてきたところであります。

そこで、次の3点について伺います。

第1点目は、平成20年度末での分別収集実績見込みはどのようになるのか。また、前年度実績と比較してどのようになるのか、伺います。

第2点目として、燃やせるごみ及び資源ごみの同じく収集実績見込みと対前年度比較はどのようになるのか、あわせて伺います。

第3点目として、分別収集の品目の中でプラスチック関係の収集回数についてであります。現在、隔週に1回の収集となっておりますが、市の要望に沿って指示どおり分別している多くの世帯においては、一時的にしても保管量がかさみ、対応に苦慮しているという声があちらこちらから聞こえてまいるのであります。

そこで、このようにまじめに協力してくれる市民の要望にこたえるためにも、収集回数を増やす考えはあるのかどうか、伺うものであります。

最後に、第5項目目の教育問題について伺います。

文部科学省は、平成19年度において小学6年生と中学3年生を対象とした全員参加型の全国学力

調査を43年ぶりに復活させるとともに、平成20年度も引き続き実施したところであります。

このような調査を復活させた背景には、平成14年度からスタートした新学習指導要領による生きる力をはぐくむためのゆとり教育の影響、また、経済協力開発機構（OECD）が平成18年に世界57カ国の15歳を対象として実施した国際的な学習到達度調査、及び国際教育到達度評価学会、本部はアムステルダムだそうですが、ここが平成19年に世界59カ国の小学校4年生と中学2年生を対象として実施した国際数学・理科教育動向調査、これらの結果等による我が国の学力低下について、各方面から指摘されたことがきっかけとなったと言われております。

一方、文部科学省は、昨年1月、同大臣の諮問機関である中央教育審議会の答申を経て、ゆとり教育を実質的に転換し、授業時間数等を増やす内容の学習指導要領の改定案を発表し、平成23年4月から小学校での全面実施に続き、平成24年4月から中学校でも全面実施することとなっていることは、ご承知のとおりであります。

また、学力調査とは別に文部科学省が昨年度から実施した小学5年生と中学2年生全員を対象とする全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が本年1月に発表されたところであります。

そこで、このような現況下の中で本市の教育行政に対する考え方に関して、次の2点について伺います。

第1点目は、昨年度に実施された全国学力調査の結果、本市の児童・生徒の学力水準はどの程度の位置にあるのか、伺うものであります。

第2点目として、同じく昨年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、同じく本市の児童・生徒の体力、運動能力等の水準はどの程度の位置にあるのか、伺うものであります。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○副議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの忍足議員の一般質問に対してお答えいたします。

初めに、財政問題についてお答えいたします。

1点目の平成19年度決算及び20年度決算見込みの状況を見て、どのように受けとめ、評価しているかとのご質問でございますが、平成19年度決算につきましては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が99.5%と、前年度より2ポイント悪化し、財政の硬直化が一段と進む結果となりました。

この要因は、一般財源において税源移譲に伴う市税の増額よりも所得譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債といった依存財源の減額が上回る一方、歳出では経常経費で特別会計に対する繰出金の増額によるものであります。こうした経常経費の負担増や一般財源の減収とあわせ、相次いで来襲した台風による災害復旧費の増大が影響し、実質単年度収支が平成16年度以来の赤字となりました。

これに対し、平成20年度の決算見込みであります。急激な景気の後退により歳入の根幹である市税収入が当初見込みよりも4,300万円ほど減収になると見込んでおりましたが、今議会初日に議決いただきました補正予算の中でも説明いたしましたとおり、特別土地保有税の徴収猶予取り消しによる賦課決定に伴い、1億3,725万280円の納付があり、また、普通交付税が当初見込みよりも1億1,884万3,000円多く交付されましたことから、当初予算で予定していた財政調整基金と減債基金の繰り入れ全額を減額するとともに、平成20年度の実質収支等を勘案し、1億5,676万4,000円を財政調整基金に積み立てることができました。この結果、普通会計ベースに置きかえた経常収支比率

は97%台に改善されるものと見込んでおります。

次に、2点目の平成21年度予算編成方針について申し上げます。

まず、予算編成に当たっては、どのような方針に基づいて対応したか、また、第4次実施計画、財政健全化計画、及び行政改革大綱2005など各種計画との整合性についてのご質問であります。平成21年度の財政見通しは、金融危機や企業収益の悪化による影響から、市税収入は確実に減少すると見込まれます。その上、国税等の落ち込みから、これらを原資とする各種交付金の減少が懸念されています。

一方、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や、勝浦中学校を初めとした公共施設の老朽化への対応など、市財政を取り巻く環境はより一層厳しさを増すことが予想されますことから、このような状況を踏まえ、平成21年度予算は第4次実施計画の初年度として、その計画事業の着実な推進を図るとともに、勝浦市財政健全化計画及び勝浦市行政改革大綱2005による取り組みを徹底し、市税等の収入確保はもとより、人件費を初めとした内部管理経費のなお一層の節減合理化を図りながら、緊急度、重要度及び事業効果を考慮した予算の編成を行いました。

次に、第3次実施計画、財政健全化計画及び行政改革大綱2005の進捗状況について申し上げます。

まず、第3次実施計画についてであります。第3次実施計画の計画期間であります平成18年度から平成20年度までの3カ年合計の数値を、平成18年度及び平成19年度は決算ベースで、平成20年度は3月補正予算額ベースで申し上げますと、全体で96.5%の進捗となっております。

次に、財政健全化計画について申し上げます。まず、歳入の確保については、平成18年度から平成22年度まで5年間の目標総額7億2,800万円に対し、平成20年度の決算見込みを含めた3年間の確保額は2億2,095万円で、進捗率は30.4%と見込んでおります。

一方、歳出の削減であります。5年間の目標額2億4,500万円に対し、3年間の削減額が1億1,511万2,000円で、進捗率は47.0%と見込んでおります。

なお、歳入の進捗率が低い主な理由は、ごみの有料化に伴う手数料収入を、計画では平成19年度から見込んでおりましたが、市民への周知期間を考慮し、実施を平成20年7月に先送りしましたので、この影響で約5,000万円の収入減となりました。また、市税の目標収納率を97.8%と設定し、全庁体制による徴収や口座振替の推進を図ってまいりましたが、景気の低迷等により目標値まで達しなく、計画に掲げた2,600万円の確保ができなかったことによるものであります。

次に、勝浦市行政改革大綱2005の進捗状況であります。この実施計画期間は平成22年度までとなっております。平成20年度までの目標に対しての進捗状況は約83.9%と見込んでおります。

次に、3点目の今後の財政見通しについてであります。10年間の推計は行っておりませんので、平成21年度から25年度までの5年間の推計で申し上げます。推計に当たりましては、平成21年度と平成22年度については第4次実施計画に計上された事業を見込み、平成23年度から平成25年度までの3年間につきましては、歳入は現行制度が続くものとして、歳出にあっては、今後予想される事業について、現時点で把握できる範囲内の事業費をもって推計したものであります。

その結果、平成21年度と平成22年度につきましては、歳入が歳出を上回っておりますが、平成23年度で約4億2,000万円、平成24年度で約5億円、そして平成25年度で約4億1,000万円の財源不足が生じると推計されますので、次期総合計画の策定とあわせ、新たな財政健全化計画を策定する予定であります。

次に、2点目の広域合併問題について申し上げます。

初めに、平成15年10月31日に夷隅郡市合併協議会が廃止された最大の理由ということでございますが、夷隅郡市合併協議会につきましては、平成14年12月に1市5町で設置され、合併について議論、協議を重ねてまいりました。

市町村合併は、議員ご承知のように、単なる行政経費の節減を目的としたものではなく、将来のまちづくりをどうするかが大きなテーマであり、何より市民に合併してよかったと思ってもらえるか、市民に理解していただけるかを基本に検討を続けている中、平成15年9月に夷隅郡市1市5町による合併を見直すための請願が勝浦市議会で賛成多数で採択され、私もこれを重く受けとめました。その後、1市5町の首長の協議により、夷隅郡市の合併協議を白紙に戻すことに合意し、関係市町での議会で協議会の廃止議決を経て、平成15年10月31日をもって正式に解散となったのですが、その最大の原因ということですが、平成16年3月5日発行の「広報かつうら」で市民の皆様に詳しくご説明してありますので、後ほどお読みいただきたいと思います。一つには新市の本庁を大原町に置くことによる勝浦市民への細かな行政サービスの低下と、地域経済への悪影響。もう1点が1市5町の事業要望を踏まえ、合併特例債という借金を見込んだ大規模プロジェクトが計画され、合併によりかえって財政を圧迫するおそれがあったことが大きな理由であったと考えております。

次に、合併問題に対する私の考えはということですが、過去の議会の一般質問でもお答え申し上げておりますように、市民の意思を尊重することを第一に、市議会とも十分協議し対応するという考えに変わりはありません。

次に、自治基本条例の制定について申し上げます。自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりをだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したもので、自治体の仕組みや基本ルールを定めたものであり、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であることから、自治体の憲法とも言われております。

平成13年4月1日に施行された北海道ニセコ町のニセコ町まちづくり基本条例が最初と言われており、近年、制定を目指す自治体も増えておりますが、もちろん千葉県内では制定した市町村はありません。

これまでに全国で制定されている自治体基本条例の名称は、自治基本条例のほか、まちづくり条例、まちづくり基本条例、あるいは行政基本条例などさまざまであり、また、条例の内容もおおむねまちづくりの方向性や将来像、市民の権利、市長や議会、職員の義務や責務、市民や事業者の責務、住民参加の仕組みや手続、住民投票の仕組み、市民協働の仕組み、NPOへの支援、他の施策や条例との関係、改正や見直しの手続などで構成されているものが多いのが現状ですが、自治体によって差異があると認識をいたしております。

地方分権の時代を迎え、住民自治の充実が必要不可欠であり、自治の理念を明確に明文化して、自治のルールを定めることを目的としたものが自治基本条例と認識しております。

ご質問の自治基本条例制定に向けた考え方については、ただいま申し上げましたとおり、条例の内容等も市民の権利や、議会や市長の責務、市民や事業者の責務等から構成する内容となっており、条例制定市町村においてもかなりの時間をかけて議論してきていると認識しております。したがって、条例制定については、今後、十分調査・研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○副議長（丸 昭君） 答弁中でございますけども、午後3時15分まで休憩いたします。

午後 3 時 0 1 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 開議

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を続けます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 答弁を続けさせていただきます。

次に、ごみの分別収集について申し上げます。

1 点目の平成20年度末の分別収集実績見込み及び対前年度比についてであります。プラスチック製容器包装を加えた新たな分別と可燃ごみの有料化に伴い、1 月末現在の処理量全体では7,037 トンとなり、前年度同月時点の8,039 トンに比べ1,002 トン減り、率にして12.5%減少しております。したがって、年度末には前年度処理量の9,393 トンを約1,140 トン下回る約8,250 トンを実績として見込んでおります。

2 点目の燃やせるごみ、資源ごみの収集実績見込み及び対前年度比についてであります。1 月末現在の可燃ごみの処理量につきましては5,444 トンで、前年度同月時点の6,737 トンに比べ1,293 トン減り、率にして19.2%減少しております。

また、資源ごみにつきましては1,593 トンで、前年度の1,302 トンに比べ291 トン増え、率にして22.4%増加しております。

したがって、年度末実績としては、可燃ごみでは前年度処理量の7,832 トンを約1,480 トン下回る約6,350 トン、また、資源ごみでは、前年度処理量1,561 トンを約340 トン上回る約1,900 トンを見込んでおります。

3 点目のプラスチック製容器包装及びその他プラスチックの収集回数についてであります。プラスチック製容器包装の収集につきましては、実施早々から収集回数を増やしてほしいという住民からの要望も多く、新年度においてはこれまでの月 2 回の収集を月 3 回に増やす計画であります。

なお、その他プラスチックにつきましては、今年度の収集実績を見ましても少量であるため、特に収集回数を増やす考えはありません。

以上で忍足議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、教育問題に関するご質問につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○副議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの忍足議員の一般質問に対しお答えいたします。

平成20年度に全国学力・学習状況調査が実施されました。この調査は、教育施策等の改善、また児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるとの目的から、小学校は第 6 学年、中学校は第 3 学年を対象とし、強化に関する調査としては国語及び算数、数学に関する調査が実施されました。

そこで、第 1 点目の本調査の結果、本市の児童・生徒の学力水準は、どの程度の位置にあるかというご質問にお答え申し上げます。

国語及び算数、数学に関して、それぞれ知識に関する調査と活用に関する調査がありました。小学校第 6 学年につきましては、平均正答率が 2 教科とも国や県を多少上回っております。また、

中学校第3学年につきましては、国語の知識に関する調査において、平均正答率が国や県とほぼ同等でしたが、その他は下回っておりました。

次に、平成20年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に関する本市児童・生徒の体力・運動能力等の状況について申し上げます。

本調査は、子供の体力の状況を把握し、体力の向上に係る施策の改善、体育・健康に関する指導等に役立てるために、実施を希望する小学校第5学年、中学校第2学年を対象に8種目の実技調査等を実施したものであります。

本市においては、小中学校それぞれ1校ずつ調査を希望しました。しかし、本調査を希望しなかった他の学校でも従前から実施していた体力・運動能力調査の実技調査8種目の内容が全国体力・運動能力、運動習慣等調査と全く同じでしたので、市内の全小学校の平均と調査を希望した国内及び県内小中学校の平均と比較してお答え申し上げます。

結果といたしましては、本市の小学校8校の児童の平均及び中学校3校の生徒の平均は、ほとんどの実技調査種目において国や県の平均を上回っており、本市の小中学生は体力・運動能力に優れていることがわかりました。

今後につきましては、学力、体力ともに一層の向上を目指し、知育・徳育・体育のバランスのとれた児童・生徒の育成に努力していきたいと考えております。

以上で忍足議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○3番（忍足邦昭君） 2回目の質問を行います。まず、財政問題についてでございますけれども、その中で1点目として、平成21年度予算を編成するに当たって、国の地方財政対策による影響はどのようなものがあるのか、具体的に伺いたいと思ったんですが、先ほど前段者の質問でお答えがほぼなされていますので、省略します。

2点目として、第4次実施計画を、これは平成21、22年度を含めた基本計画全体の計画総額と執行見込み総額、現段階でわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

3点目として、財政健全化計画及び行政改革大綱2005の最終目標の達成は可能なかどうか、伺いたいと思います。先ほどのご答弁ですと、その達成率が低いということですが、最終的に100%は無理かもしれませんが、さらに達成率を上げることが可能なかどうかをお伺いしたいと思います。

それと第4点目として、今後の財政見通しについてでございますけれども、本市の財政がこのような状況に陥っているのは、何が原因だとお考えになられるのか。また、これらの原因を改善して、本市の将来に向けて市民に希望と活力を与えるために、今後どのような施策を講じて、将来の勝浦市をどのような姿にしていくことが必要と考えておられるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

ちなみに、私が昨年の3月議会で同様の質問をしたところであります。それは、市長は今後、20年、30年先を見据えた勝浦市をどのような姿にしていこうとお考えなのかという私の質問に対して、市長はこう答えられました。「20年、30年先、どう考えているか。私がそれまでできる自信があれば、それはここで申し上げる必要もあろうかと思っておりますけれども、」云々と明確な答弁をいただけないうちに時間切れとなって質問を終了したという経緯があります。

このことについては、現市長の今後の任期の問題とは全く関係ありませんで、現職の市長として市の中長期的な未来をできる限り具体的な数値目標を立てて描いて、それを市民に公表するとともに

に、その実現に向けて施策を展開していくことが当然の任務ではないかというふうに思うんですが、この際、改めて明快なご答弁をいただきたいと思います。

次に、2番目の質問、合併問題についてでございますけれども、先ほどご答弁がありました。合併協議会を離脱することを最終的に決断した理由は何かお聞きしたかったんですが、先ほど市民から請願が出て、それが議会で採択された、それが大きな理由だというふうにおっしゃいました。

それはそれとして、同協議会が廃止された後、5年4カ月が経過しているんですが、この間、どのような対応策を講じてこられたのか、伺いたいと思います。

ところで、現在の本市において多様な市民要望を含めた各種市民サービスのさらなる向上を図るためには、どう見ても現状の財政状況では対応することが困難であると、そう考えざるを得ないところであります。ご承知のように、平成17年10月に策定された勝浦市財政健全化計画によりますと、平成22年度末には累積赤字が標準財政規模の20%、本市の場合9億円だそうですけれども、これを超える見込みだと。財政再建団体へ転落する可能性がある、市みずからが推測しております。このような現況から判断して、もはや勝浦市単体の規模では新たな財源を確保することが難しいとなれば、一刻も早く何らかの方策を講じなければならないわけですが、その一つの方策として必然的に広域的な合併と、そういう必要性が求められてくると思われるんですが、再度、市長にこの辺のお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

次が自治基本条例制定についてでございますけれども、市長は就任以来、市民が主人公、そういうことを基本計画にも掲げて、事あるごとにおっしゃられておりますけれども、もしそうであれば、この10年間の在任中に、当然、このような自治基本条例的なものを制定していてもよかったのではないかと思います。どうして、その制定を考えなかったのか、また、今後、想定される広域合併問題や次期総合計画の策定、そういう重要課題について検討していく段階で、先ほども市長の答弁でありましたけれども、市民参加を重視するのであれば、それを含めた基本ルールを早急に定めておくことが必要と考えますが、これは住民投票等含めて、市民の声を聞くと、こういうルールを早急に定めておくことが必要と考えるんですが、これも再度、市長の見解を伺うものであります。

分別収集の関係でございますけれども、今のご答弁で数字的に効果が上がっているということでございました。それはわかりました。しかも、プラスチック製容器包装については月2回をとりあえず月3回に増やすということでありますので、これについても市民の要望がとりあえずかなえられると思います。

それと、新規にその他プラスチックの分別収集が始まって、また燃やせるごみの有料化も始まりました。これについて、どのような効果が得られたのか。これは先ほど数字的には示されました。数字以外でどのようなメリット、場合によってはデメリット、そういったものがなかったのかどうか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

最後に、教育問題でございますけれども、先ほどのご答弁ですと、我が勝浦市の水準は平均よりも上だと、総じて上位だというふうに聞いて安心はいたしました。そこで、その結果をごらんになって、どのように受けとめて、今後、どのように対応していくか。平均より上回ったから、それでいいんだというふうに終わらせるのか、それをさらに向上させようというお考えがあるのか、それをお聞かせいただきたい。それは、学力だけじゃなくて、体力、運動能力に関しても同じことでございます。

これは最近、橋本大阪府知事が言い出して話題になっておりますけれども、学力調査、体力・運動能力調査の結果を個々に学校別に公表する、開示するお考えがあるかどうか、いろいろな問題があるかと思いますが、本市の場合、そういうお考えがあるかどうか。特に保護者に関しては、その辺は興味があるんじゃないかというふうに思います。

以上で第2回目の質問を終わります。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、第4次実施計画についてお答えをいたします。第4次実施計画は平成21年度、22年度の2カ年で現総合計画は終了ということになります。平成21年度の計画事業費につきましては16億5,175万8,000円、平成22年度につきましては17億3,855万2,000円、2年間の合計で33億9,003万1,000円ということでございます。なお、平成21年度の計画事業費16億5,175万8,000円に対します平成21年度の当初予算計上額は15億5,633万6,000円ということで、計画額対比いたしますと94.2%の当初の計上ということでございます。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。財政健全化計画の最終目標は達成可能かというようなご質問でございますけれども、先ほど市長答弁でも申し上げましたように、歳入につきましてはごみの有料化を1年送りしたこと。もう一点は、市税の徴収率が目標に達してないということで、現時点では30.4%の達成率ということですので、もちろん努力はいたしますが、最終年度であります平成22年度までの目標達成については非常に厳しいものがあるというふうに認識しております。

歳出のほうですが、これにつきましては事務事業の見直し等を図りまして、最終年度目標であります数値には、100%達成したいと考えております。

財政が厳しいのは何が原因かというようなご質問でございますけれども、財政当局のほうで考えておりますのは、歳入につきましては、ご存じのとおり、景気の低迷によりまして市税収入が落ち込んでいること。また、三位一体の改革でも勝浦市では地方交付税が約2億円削減されている、こういうのも影響しております。

歳出では、少子高齢化に伴いまして、生活保護あるいは介護保険といった社会保障費が右肩上がりに伸びていると、こういったのが大きな原因ではないかというふうに認識をしております。

また、老朽化した施設の対応、これにつきましても、毎年毎年、かなりの経費を繰り出しておりますので、これらが市の財政を圧迫しているものと理解をしております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、行革大綱2005の最終的な見通しということでありますが、ご承知のように、行革大綱2005は62項目であります。現段階、平成20年度末で83.9%と見通しておりますが、平成22年度までにはほぼ90%、どうしても10%程度はできないものもございまして。ただ、行革大綱の中は検討する項目というのが非常に多くなっておりますので、今後、新たな行革大綱をつくる場合には、今回の検討項目を次の段階でどうするかというような問題が重要だと考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 合併の件についてお答えいたします。私は、合併は、市の大小の問題ではない。大きくなったから、これでよしという問題ではないと考えております。少なくとも法定合併協議会を開催した以降の市民の感触は、土地に愛着を持ち、気持ちの上でのつながりが強くなったと、私

はイベントを通して、イベントに参加してくれた市民の方たちの気持ちがそうであったと。非常に1本にまとまってきた。ただ単に財政問題で合併するという見方も、では、合併した市町村がすべて財政的に裕福になったか。やはり非常に苦しい状態が続いている。合併特例債を利用して、例えば学校を直したと、いろいろあるけれども、それは一つの借金にすぎないわけです。後々、財政に負担がくるわけです。そういうことを考えていくと、合併はただ単に市の大きさによって決められるものではなくて、一番大事なことは、その町が、その合併した後にどういう方向に進むんだと、そういう一致がなければ、合併はしないほうがいい。合併して、その町はどういう方向に進むのか、それがわからないような合併は、勝浦市にとっても大きなマイナスであると考えます。

1市5町の夷隅の合併が問題なのは、それぞれの町が自分の方向性を一つにできない、1市5町で合併した場合には、町の方針がばらばらである。それをまとめていくのに、相当の時間と経費が必要であろう。現に、いすみ市においても、そういう事象が出ているわけです。したがって、ここに市長会でまとめた資料がございます。なるほど、こういう事実はあったと思います。というのは、新しい合併は大原町に庁舎をつくる。市の名称を外房市とする。合併についての説明会をしたときに、ある地区、あえて申し上げたい。上野地区の方から新しい合併した市において、またこの上野地区を端っこにしないでください、こう言われたのです。2町2村での合併のときに、既に上野の方々は端っこであると、端になった。それが自分たちの生きていく上で、一つの気持ちの中で、何かはき切れないものを感じている。そういうことで、私にあえて、新しい市になって、この上野がまた端っこに追いやられるようなことは、絶対にしないでくれ。これは理論の大小というよりも、その地域に住んでいる人間の心の問題であり、自分たちがこの地で生活をしていく上で、少なくとも自信と誇りを持ち続ける、そういう思いがあったからだと思います。

ここに言う、合併しなかった市町村で生まれている自治の新たな可能性として、既存の財政的基準で規模の大小のみで、市町村の行財政運営能力を評価することなく、合併を選択せずに、行政と市民の連帯を生かした効率的な行財政運営に取り組む市町村を正當に評価することが必要であると、こういう分析を全国市長会ではしているわけです。私もそう思います。今までの中で私は、カニは甲羅に似せて穴を掘る、そのように身の丈に合った財政規模で、自分たちの力でその規模の中で生活ができ、活性化をしていくのであれば、私は地域のまとまりや、地域の底力というものはついてくる。ただ単に大きくなったからといって、人間の結びつきが希薄になれば、それは市の運営の大きな欠陥になると考えます。

したがって、私たちは法定協を離脱して、合併協議会を解散したのも、その後に夷隅郡では5町が合併しようという機運があった。その前に、私は法定協を離脱したときに、隣の御宿と大多喜に対して合併の申し入れを行った。それは、少なくとも、これから勝浦が生きていく上であれば、大きな農村地帯がある。そうすれば、上野、総野方面の農村の方々は、大多喜の農業と一緒に力強く生きることができる。町の商工業、漁業は、御宿町と一緒に、一体の観光圏をつくれば、それなりの力強さが出てくる。そういう意味で、私はたたかれていたあの時代に、当時の市議会議長と大多喜の町長、議長、副議長にお会いして合併を申し入れ、御宿にもそのようにした。しかし、その当時は5町の方向で進んでいましたから、いい返事はもらえなくて当然だった。しかしながら、このうちの2町は結局、5町との合併をせずに、自分たちで単独の方針に立った。そういうことで、やみくもに合併すれば、バラ色になる。負担は軽く、サービスは高く、これが実現している新しい市というものはあるんでしょうか。ほとんどない、とんでもない。

そして、この地域に第2次合併に先駆けて、県が肝入りで2市2町が集まりました。そのときに、担当部長なり知事が次の合併に向けてという説明をしたときに、私はこの持論を述べました。いすみの市長は、合併したバラ色である、夢を持ついすみ市の市長が何と言ったか。「私は、だまされました。とてもじゃないけど、どうしたってやっていくのに大変だ。そういう状態の中で、いすみは、申しわけないけれども、私がさらにまた合併ということを地域に向かって申し上げたら、私は袋だたきになりますよ」と、こういう切実な意見をいすみ市長は述べた。

そこで、県もその後はこの問題について具体的な交渉は持たれておりません。しかし、私は地域がもっともっと、地域としてお互いに一つ圏域として合併して、ともに生活目標が立ち、町の進むべき方向が一線に求められるのならば、私は合併はやぶさかでない。しかし、それは市民の合意を得、議会の合意を経てやるべきことだと、そう思っております。

したがって、私は合併は何でもかんでも反対だということではない。それには、そのまちの生き方がある。それは、培ってきた市民、町民のプライドもあり、生活の場でもある、そういうことをまず大事にして進むべきだと、そういうふうに思っておりますし、条件の変化があるならば、私はその話を拒む必要は一切持っておりません。

自治基本条例について。私は、この自治基本条例について、その必要性について勉強しました。茅野市の条例について勉強させてもらいました。しかし、六、七年前になりますか、そのときに感じたことは、勝浦市の全体でこれからこの条例の制定に向けて、素地をつくり上げなければならない、ということは、住民自治をまず住民が理解する必要もあるし、そういうことにもっともっと時間をかけていかなければいけないし、この自治基本条例の条例をつくっているところは、当時はまだ全国で数が少なかったと思います。北海道でも5カ所です。関東でいうと茨城県で大宮町、群馬県で太田市、埼玉県で川口市、久喜市、草加市、秩父市、そういうようなところがありますけれども、東京都においてもまだまだの感じです。神奈川県においては、2つの市、1つの町というのが現在の基本条例の制定状況です。

私は、つくらないよりはつくったほうがいいと考えています。それは、どのような市長になっても、一つの枠といいますか、足かせができる。独走あるいは独占を許さないということで必要だと思います。だけど、それを協議する市民の間の意識の高まりがもっともっとなれば、この条例は日の目を見ないだろう。そういう条例をつくるため、日ごろから、みんなの意識の向上を図っていく必要がある。その意識の向上を図るのは、我々がまず市民が主権者であると。この町の主権者は市民なんだという認識を皆さんが持つことが必要だ。そうした上で、市長を選び、市議会議員を選び、市民と一緒にまちおこしをする必要があると考えます。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、ごみの分別並びに有料化に伴って生じたメリット、デメリットということでございますが、まず1番は先ほど市長のほうからお答えしましたように、数字的なもので見て成果が見られているということ、これは住民のごみ分別に対する意識の向上にほかならないと考えております。

昨日も電話で問い合わせを受けまして、ある年配のご婦人の方でしたが、使い捨てカイロはどのようにしたらいいですかという電話でした。使い捨てカイロは、ご承知のとおりビニールの袋に入っております。外の袋についてはプラというマークがついておりますので、本人も外袋はプラですねということで認識していました。そして、中身はどうするんですかということだったんですが、

中身については外袋には各市町村の分別に従ってくださいと書かれていました。これは、そこまで住民の方が細かく見て、ごみの分別をしていただけたということだと思って、私のほうは昨年度行いました説明会等の成果があったと認識しているところでございます。

これが一番の成果だと私は感じておりますが、そのほか、焼却業務におきましては、当然、燃やせるごみが減っておりますので、土日の焼却の実施数が激減しております。これまでは夏場の観光シーズン等、ごみが一時的に増えます。また、定期的に年1回ないし2回行っております定期的な機械の修繕のために2週間施設をとめますが、そこでたまった分のごみを土日にかけて平準化していったという業務がありました。これが今年はほとんど見られておりません。こうしたことから、施設の運転経費並びに休日出勤の職員の手当等の削減につながっていくというふうに見られます。

また、そのほかにも、当然、燃やせるごみが減りましたので、燃やした後に残る灰の量も減ります。燃やせるごみ全体で約2割近く減少しております。灰につきましても、それをちょっと下回ります。18.5%減少しております。この処理にも昨年度、平成19年度は3,100万円ほど処分費かかっておりますが、2割減ったとしても500万円以上の節減になると考えております。

また、ごみ施設の定期修繕ですが、これまではごみピット、いわゆるごみをためておくピットの中に最大限貯留できるものが2週間ということで、2週間分のごみを超えては貯留できないということで定期修繕の期間が2週間に限られておりました。これが燃やせるごみが減ったことによりまして、さらに延長でき、これまで小規模といいますか、パーツごとに順次ということで、大規模な修繕ができなかったわけですが、こういったことで老朽化している施設の大規模な改修にも臨むことができるというようなことも考えられます。

最終的には、プラスチック製容器包装は資源ということでリサイクルに回します。これまで焼却していたものがリサイクルに回りますので、当然、本市のリサイクル率というのが大幅に上がります。平成19年度では16.6%という数字で、これは恐らく県下56市町村の中でも40位以下という位置だったと思うんですが、平成18年度の一覧表を見てみますと、これが22.6%、平成19年度より6ポイントほど上がりますので、中段、25位から30位ぐらいまでランクアップするというふうに思われているところでございます。

逆にデメリットでございますが、これはいた仕方ないことと考えておりますが、新たな収集を行うわけですので、収集委託料の増、平成20年度にしましては約800万円ほどの支出が増えたということ。リサイクルに回しますので、このリサイクルに係る委託料が平成20年1月末現在で約1,100万円ほどかかっておりますので、こういった支出の負担が増えたということでもあります。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。全国学力学習能力調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、どのように対応しているかというようなことでございますが、まず、こういう結果につきましては、評価というものは指導に生かすということが基本的なことでございますので、各学校で実態について分析しまして、それぞれ会議等で方法論等につきまして検討して、今後の指導に役立てているということでございます。

ただ、その後、今回につきましては、市内の各小中学校のそういうテスト、評価等の担当者を集めまして、どのような対応をしているかということにつきまして、それぞれの学校の対応につきまして、それぞれ情報交換を行いまして、それぞれのいいところを学んで、また、現場で生かすとい

うようなことを考えております。

2点目の情報につきまして、結果等につきまして公開するかどうかということにつきましては、いろいろ論議あるところでございますが、公表することによって、各学校または各市町村等の競争をあおるということも懸念されております。基本的には、保護者の方が学校に問い合わせた場合には、市の平均については教えるようにということで、自分の子供の位置につきまして知らせるということで基本的に考えております。

今後ともこういう評価を指導に生かすために、できる力をはぐくむために、学校と協力して今後もうやっていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 3回目の質問をさせていただきます。まず、財政問題についてでございますけれども、将来の勝浦市についてですけれども、昨年の10月に本会議場で中学生議会が開かれました。私も傍聴させていただきました。市内3中学校の16名の生徒から現況を的確にとらえて、将来を見据えた質問が多く出されました。これに対して市当局の答弁は抽象的で、具体性に乏しく、当たりさわりのない答弁に終始していたというふうに私には感じられました。

将来の勝浦市を担っていこうと真剣に考えている中学生を初めとする若者に対して、少しでも夢と希望を与えるためにも何らかの施策を講ずる必要があろうかと思えます。そのような答弁が私はほしかったと思ったんですが、本議会でもなかなか具体的な答弁いただけないので、やむを得ないかなとは思いました。

例えば、子供たちも心配しています。人口がどんどん減っていつてしまつて、自分たちの学校はどうなるのか。10年先の子供の数はどうなっちゃうのか、こういう心配もしております。勝浦市に企業誘致して活性化してほしい、そういう的を射た質問が次々に出されたわけです。第1回目の質問で申し上げましたが、人口はこの10年間でずっと減ってきているわけです。このままずっと減っていつていいのかどうか。その人口減少の歯どめ策というのは何なのか、どういうことを考えておられるのか、具体的に1つ言えば、そういうことなんです。そういう政策が私には感じられないのです。

企業誘致対策についても、いろいろ難しいです。こういう社会経済情勢ですから、右から左にすぐというのはあり得ません。けれども、挑戦してみなければ、前へ進まないわけです。何でもやってみる、きっかけをつくってみる。そういうことでなければ、物事は一步も前へ出ないと思うんですね。

つい先ほどビッグひな祭りが終わりましたが、年々、入り込み客数が増えている。結構なことですが。しかし、昨年も私、申し上げましたが、今、車社会ですから、みんな自家用車で来ます。そうすると、まとまって駐車するスペースが勝浦市内にないわけです。守谷の大駐車場からシャトルバスに乗ってきますけれども、お客さんにしてみれば自由がきかないわけです。見終わったからすぐ帰りたいといつても、すぐがきかない。そういうこともあつて、ひな祭りだけではありません。いろんな各種イベントがあるたびに、駐車場の問題がずうっと長年言われてきているわけです。その駐車場対策についてどのような手だてを今まで考えてこられたのか。

観光客が来てくれるのは大いに結構だと思うんです。その多くのお客さんにいかに長い時間、勝浦市に滞在してもらって、できれば、お金を勝浦市で使つて落としてもらう。それが勝浦市に対しての一つの経済効果ということだと思うんです。バス会社のもうけを手伝つたつて勝浦市には還元

されてきませんので、そういうこと。

これは前回、昨年、私、申し上げましたが、観光客を少しでもとどめさせておく一つの手段として、どこの港町にもありますね。観光物産センター、特に水産物、そういったものを常時、おみやげ用として販売している。2階建てぐらいにして、2階がレストラン、要するに団体客が来ても、一緒に入って食事ができる、そういった施設はよくあります。簡単にはいきません。簡単に右から左へつくれるもんじゃない。けども、長い目で見たら、そういうものが必要じゃないですか。それで、私は20年、30年先を見て、今からできること、手を打っておくことがあるんじゃないかという意味で申し上げているんですが、その辺の理解が得られないような気がするんです。

今のままで勝浦市はいいんですか。人口がどんどん減って行って、推計値だと2030年には1万5,000人ぐらいになっちゃう。今のままですと減っていつっちゃうんですよ。そのままでいいんですか、じっとしていいんですか。それを現職の市長は、将来を見据えて、今から少しでも何か手を打つ、そういう意識を、姿勢を皆さんに見せてもらいたい。それを私はお願いしているのです。

ただ、十分調査して検討します。何年もずうっと聞いている話です。それを実現するように、その姿勢を示していただきたい。これがどうも見受けられないわけです。この点について、もう一度、ご答弁いただきたい。

合併問題についてでございますけれども、前回の説明会で上野地区の人から、これ以上、過疎にしないでくれと、何人がおっしゃったんだかわかりませんが、それは上野地区を代表した意見では少なくともないと思います。ということは、裏を返せば、4カ町村が合併して以来、ずうっと歴代の市長が上野地区を過疎にし放しにしてきたんじゃないのか、そういうことだと思うんです。これ以上過疎にしないでくれということは、ずうっと改善がなされなかったということでしょう。今度は、また大きくなれば、さらに過疎になっちゃうと、その人はそれを心配していると思います。そういうことです。それは、合併して長期計画立てます。そういったことで、そういう農村部に対しても目を向けたような予算配分、事業配分をしていくということも必要じゃないですか。これは簡単に右から左に、1年や2年でできる話じゃないですよ。落ちるところまで落ちてしまえば、ずうっと先を見据えた手だて、そういったものを考えていかなければいけないんじゃないでしょうか。

今のままでいいと思っている市民はいません。じり貧になって、財政的にも、人口もどんどん減っていつちゃって、この先、どうなっちゃうのか。先ほども申し上げましたけれども、平成22年度末、赤字団体になっちゃうと、市がみずから、そういうふうに推測しているじゃないですか。そのままでいいんですか。だから、私も心配して、こういうふうに質問させていただいているんです。その姿勢を示してもらいたい。

例えば、あと10年後に自分が市長でいるいない、関係ないです。10年後に人口の減少に歯止めをかけると。少なくとも10年後に2万3,000人とか2万4,000人、できれば2万5,000人に戻すというふうな数値目標を掲げて、それはできるできない、わかりませんよ。だけど、そういう目標を掲げて、それに向かってやるという姿勢を、市長が先頭に立って示していただきたいと思うんですね。

これは今言ってもしょうがないんですが、市長は、市民が主人公だとよくおっしゃいます。現在、この10年間やってこられて、何をもって市民が主人公と言えるんでしょうか。具体的に、何をもって主人公と言われるのか、改めてお聞きしたい。どういうことを市民が主人公としてとらえてきたのか。ただ、イベントやるときに労力を出すだけが主人公じゃないと思います。その辺も確認の意味で伺います。

以上で3回目の質問を終わります。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） まず初めに、人口問題ですけれども、人口は残念ながら、勝浦だけが減っているんじゃないです。本当に。千葉県も減る。日本じゅうが減る。世界の人口が減る。こういう人口減は世界的に、2030年ごろまでにはどんどん減っていくわけです。そこで、議員は、その歯止めの政策がないじゃないかと。これは歯止めの政策でございますと上程する必要があるか、私は、その必要はないと。具体的に乳幼児の医療費を昨年は就学前までは無料、今年は3年生まで。若い奥さんが子供たちへの負担が軽くなる、そういう意味で、勝浦にはこういう施策をやっているんだというふうに感じ取って増えてきてもらいたいと。鳴り物入りで人口を増やす政策はこれですと。どこの行政、首長にも決定的なクリーンヒットを打てる政策はないと思います。それは、自然条件がよくて、通勤に便利だとか、そういうことはあるだろうけれども、これだけやります、何々をやります。そうでなくて、実際の生活で、子供にとって負担がなく、若い奥さん方の経済が軽くなるような政策の展開が必要だろうと、そういうふうを考えます。

合併でありますけれども、市民が主人公ということは、私は市民の声が私に届き、そして、この議会の議場にも届くようになるのは必要だと。かつての議会はどうであったか。何か言うと、どなたか知らないけども、圧力がかかる。そういうような町で、果たして閉塞感がなくて、町の振興が図れるか。それを経験した人はいるはずですよ。市を批判したら、仕事ももらえなくなった。そういうものが具体的にある。そういうことでは、市の発展はあり得ない。だから、おれたちは市長、こうだよ、そういうふうに気軽に言える、それをつくり上げる、そういう関係でなければならない。それがまず基本だということです。それがそういう関係にあることによって、その市民一人一人が勝浦市政の政治の一つの単位になるんですよ。私はそう思っているから、市民は主人公であり、市民が主権者であると。今の国会においてもそうでしょう。選ばれてきた人間が、どんどん政策やっても、国民から歓迎されるものはない。みんな、自分たちの政策で、そこまで国民が頼んでいるのかどうか、付託したのかどうか疑わしいような政策もどんどんやっている。それじゃ現実の政治というものは、国民の手に戻ってこない。そう思いませんか。

これから先の市の財政計画は、推計としてあらゆるものをすべて理論的に考えて、そこにその年度年度を通じて働く職員の知恵とか、あるいは経済状況の変化、交付金の増減、そういうことを加味しながら、市の総体的な予算を編成する必要はある。それは議員も、その職にあった方ですからよくおわかりだと思いますけれども、これだけ財源の乏しい町にあって、少なくとも茂原市より財源がないです。市の収入というものは、本当に限られています。そこでのやりくりで、我々が20年、30年先のラビアンローズを掲げても、それは実際の実感として、市民に受け入れられるだろうか。景気回復した回復したと言っている裏で、我々の生活にとって、景気を回復できた、景気はよくなったという実感が無い。そういうことと同じ。それよりも的確に5年先、それをクリアしたら、また5年先と。それは10年でもいい。それは総合計画は10年で組んでありますから、それに向かって、今まで一生懸命やってきたわけです。それも進捗率もそこそこいっているわけですから、そういうことを理解して、もっと市を見ていただきたい。

子供たちに夢をと言いますが、子供たちに夢というのは、みずからの夢を育てる環境をつくること、私は夢に向かって一生努力するということを自分の考えとして持っています。子供たちが夢を持ったら、それを育てるような環境、教育、勉強というものが要なんです。その夢を、

はい、こういうのを見なさいというのではなくて、これから先いく必要がある、そう思います。以上。
○副議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

休 会 の 件

○副議長（丸 昭君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明3月6日から3月8日までの3日間は議事の都合等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、明3月6日から3月8日までの3日間は休会することに決しました。

散 会

○副議長（丸 昭君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後4時14分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件